新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2026年11月

株式会社Ｂｅｒｒｙ

1.　この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式335,733千円（見込額）の募集及び株式461,970千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式128,499千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第５条により有価証券届出書を2026年11月13日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

　したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

　なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2.　この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部　特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社Ｂｅｒｒｙ

東京都台東区元浅草三丁目７番１号

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 経営方針

テクノロジーで医療格差を０にする

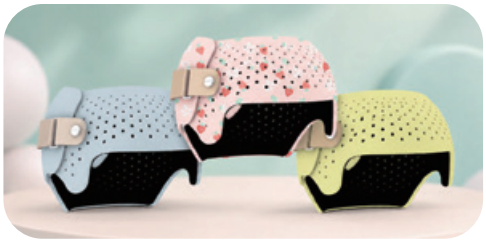
● Purpose

あらゆる人が必要な時に必要な医療を受けられる社会を実現する

Berryは、住む場所や環境によらず、あらゆる人に最適な治療が提供されるべきだと信じています。
テクノロジーの力で、これまでの医療を大きく進化させ、目指す世界を実現します。
医療分野においては、専門人材の不足、地域間の医療格差、従前の業務を踏襲した非効率な業務運用等、多くの構造的課題が存在しております。当社は、3Dプリント技術・データ解析技術・AI等の最先端テクノロジーを活用し、これらの課題解決に取り組むことで、医療格差０の世界を目指してまいります。

2 事業の内容

当社は、メディカルイノベーション事業の単一セグメントのもと、メディカルプロダクト領域及びメディカルAX（注1）領域の2つの領域で製品・サービスを展開しております。



メディカルプロダクト領域
（2026年5月期売上構成比99.2%）

- 医療機器の製造・販売を行う領域
- 開発、製造、販売、治療管理を自社内で一気通貫で行う
- 頭蓋形状矯正ヘルメット**「ベビーバンド」**が現在の主力製品



メディカルAX領域
（2026年5月期売上構成比0.8%）

- 医療関連製品・サービスの提供にあたって必要となるプロセスを効率化するサービスを提供する領域
- 医療機器向けのeQMS**「QMSmart」**を2025年7月から提供開始

従来、乳児に対する頭蓋形状矯正ヘルメットによる治療は、熟練した医療従事者の経験や知見に依拠したアナログな業務プロセスが中心でありました。
当社は、製造工程におけるAI技術の活用及び独自に構築したデータ基盤により、これらの業務プロセスの標準化及び効率化を進め、「ベビーバンド」の提供を通じて、乳児及びその家族に対する治療の選択肢の拡大に取り組んでまいりました。
現在は、この過程で培った技術基盤を「QMSmart」として展開することにより、品質管理業務における新たな標準の確立を目指しております。今後は、こうした取り組みをあらゆる医療機器メーカーへと広げ、医療機器業界全体の製造プロセスの変革に貢献してまいります。

（注1）AX（AI Transformation：AIトランスフォーメーション）とは、AI技術の活用により業務プロセスやビジネスモデルそのものを変革する取り組みをいい、当社は、既存業務の電子化にとどまらない変革を目指す趣旨から、当該領域の名称に用いております。

メディカルプロダクト領域

(A)頭蓋形状矯正ヘルメットについて

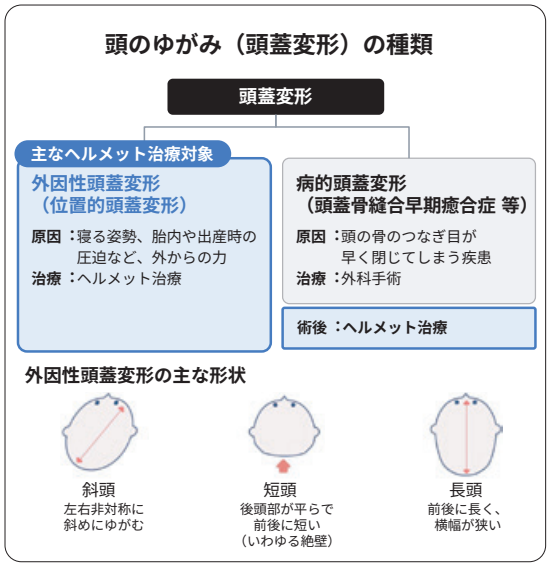
当社は、乳児の頭蓋形状矯正を目的とした医療機器「頭蓋形状矯正ヘルメット」の開発・製造・販売を行っております。患者はまず医療機関を受診し、3Dスキャナーで頭部の形状を精密に測定します。医師は測定データをもとに診断を行い、保護者はその診断結果を踏まえて、治療(保険適用外の自由診療)を受けるかどうかを判断します。治療を受けることが決まると、医療機関から当社にヘルメットが発注されます。その後、医療機関と連携のうえ、個々の頭部形状に適したヘルメットを設計し、製造します。完成したヘルメットは医療機関を通じて患者に提供され、矯正治療が開始されます。なお、ヘルメットの製造は、各種仕入先から原材料を仕入れたうえで、全て自社で一貫して行っております。

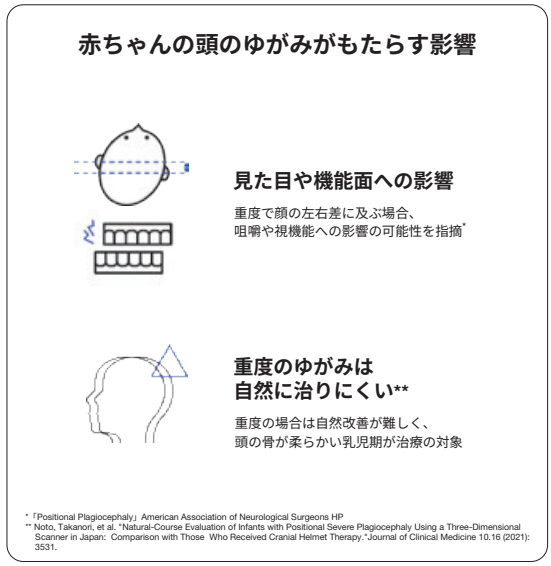
(B)頭蓋形状矯正ヘルメット治療とは

乳児の頭蓋形状矯正を目的とした医療機器「頭蓋形状矯正ヘルメット」は、乳児自身の頭蓋の成長を利用して頭蓋の歪みを矯正する装置であり、当社が提供する「ベビーバンド」は、日本国内において医療機器承認を取得しております。

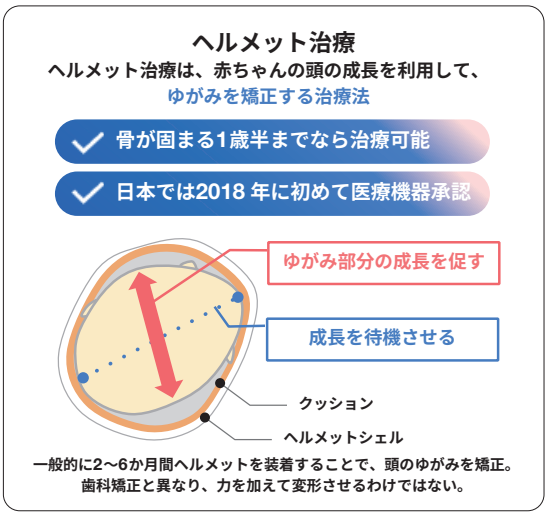
乳児の頭蓋変形症は、その原因により主に「病的変形」と「外因性変形」に分類されます。病的変形としては、頭蓋骨縫合早期癒合症(頭蓋骨のつなぎ目(縫合)が通常より早く閉じてしまうことにより、頭の形の変形等が生じる疾患)、小頭症(脳の発育が不十分であること等により、頭囲が同じ月齢の平均と比べて著しく小さい状態)及び水頭症(脳の内部に髄液が過剰にたまる状態)等が挙げられ、これらの場合には手術が必要とされるケースが多く見受けられます。一方で、外因性変形は「位置的頭蓋変形症」として知られ、外力により頭蓋顔面の形状が歪むものです。この位置的頭蓋変形症に対する治療として、体位変換やタミータイム(うつ伏せ運動)、ヘルメット治療が挙げられます。

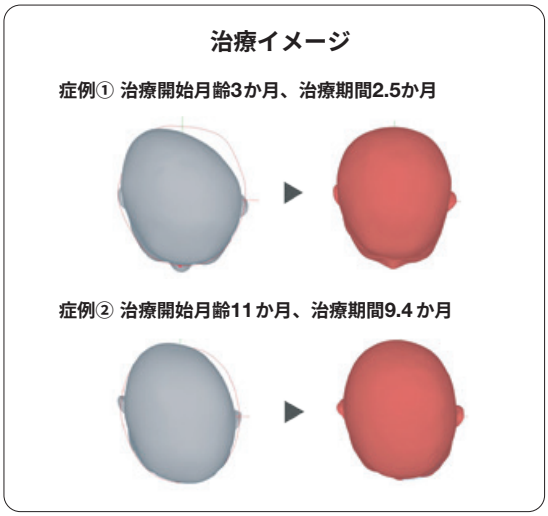
頭のゆがみの種類とその影響





ヘルメット治療の仕組みと治療イメージ





(C)頭蓋形状矯正ヘルメット「ベビーバンド」

当社の乳児用の頭蓋形状矯正ヘルメット「ベビーバンド」は、これまでに『ベビーバンド』(医療機器承認番号:30400BZX00090000)、『ベビーバンド2』(医療機器承認番号:30400BZX00252000)、『ベビーバンド3』(医療機器承認番号:30500BZX00071000)の3つのモデルを上市しております。頭蓋形状矯正ヘルメットは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」における管理医療機器(クラスⅡ)に該当し、製造販売を行うためには、東京都から製造業の登録及び製造販売業の許可を受けるとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による審査を経て、厚生労働大臣から医療機器製造販売承認を取得する必要があります。なお、当社は製造販売に必要な全ての許可、登録及び承認を取得しております。



(D)医療機関向けシステム「ヘルメット治療管理プラットフォーム」及び患者向けのアプリ「ヘルメット治療記録アプリ」

当社はヘルメット治療のインフラとして、関連するシステムの開発・提供にも注力しております。医療機関向けの「ヘルメット治療管理プラットフォーム」を開発し、治療及び製造プロセスを一元的に管理できる環境を構築いたしました。また、患者向けのアプリ「ヘルメット治療記録アプリ」も提供しており、保護者は治療経過をリアルタイムで確認することができます。このアプリでは、装着時間や治療進捗の記録が簡単に行えるほか、治療効果を可視化することで、治療に対する安心感を高める取り組みを進めております。

これらの取り組みの結果、当社の製品は多数の医療機関で採用され、2026年9月末時点での取扱医療機関数は327施設、累計販売個数は約16,000個となっております。当社製品は、医療機関の規模を問わず導入が可能であり、導入先は地域の診療所(クリニック)から一般病院、大学病院まで多岐にわたっております。当社は今後もさらなる製品改良とヘルメット治療の認知度向上に取り組み、患者とその家族に寄り添った医療を提供してまいります。

ベビーバンドを取り扱う全医療機関に無償提供。医師・患者・Berry間のコミュニケーションを円滑に



メディカルAX領域

(A)「QMSmart」について

当社は、2025年7月から、医療機器及び医薬品メーカー向けのクラウド型eQMS「QMSmart」のサービス提供を開始しております。本サービスは、医療機器及び医薬品メーカーが法令に基づき義務付けられているQMS省令(注2)、GMP省令(注3)等と呼ばれる品質管理業務を、クラウド上で一元的に効率化するSaaS型サービスです。

当社は、主力製品である乳児用の頭蓋形状矯正ヘルメット「ベビーバンド」の製造販売を通じ、医療機器製造販売業者として自社の品質管理体制の構築・運用に取り組んでまいりました。カスタムメイドという製品特性上、製造工程の管理は複雑性を有しており、QMS専門人材の確保が困難であったことも相まって、紙ベースでの文書管理や属人的な業務プロセスに起因する非効率性という課題に直面いたしました。これらの課題は当社固有のものにとどまらず、業界全体に共通する構造的な問題であることも認識するに至りました。かかる課題の解決に向け、自社に適した品質管理システムの内製化に着手し、継続的な運用改善を重ねた結果、ISO 13485認証を取得し、その実効性を対外的に証明することができました。この一連の経験を通じて得られた知見・ノウハウを基盤として、同様の課題を抱える医療機器及び医薬品メーカーの潜在的なニーズに応え得ると判断し、「QMSmart」の開発・事業化に至りました。

(注2)医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令
(注3)医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令

医療機器メーカーが開発した現場視点のeQMS

QMSmart

AIを活用した使いやすさ と 導入しやすい価格設定

医療機器業界向けのAI搭載クラウド品質管理システム。
文書管理や教育管理を一元化しQMS運用の効率化と
属人化解消を実現します。



QMSmartが選ばれる理由

クラウドで一元管理

文書や情報をクラウドで一元管理。どこからでも安全にアクセス可能

業務を効率化

文書管理や教育、CAPAなどの業務を効率化し、担当者の負担を大幅に軽減

規制対応をサポート

国内外の規制・基準に対応した仕組みで、監査や査察への万全な準備

QMSとは？

QMS(Quality Management System)は、医療機器の品質を安定してつくり、守り、改善し続けるための仕組み

品質を標準化

手順・記録・責任を明確にし、品質のばらつきを減らす。

- 手順の標準化
- 記録の管理
- 役割と責任

設計・製造・出荷・改善まで一貫して管理する



法規制に対応

ISO13485や各国規制に沿って、安全性・有効性を守る

- 各国規制への適応
- ISO13485準拠
- 安全性・有効性の確保

継続的に改善

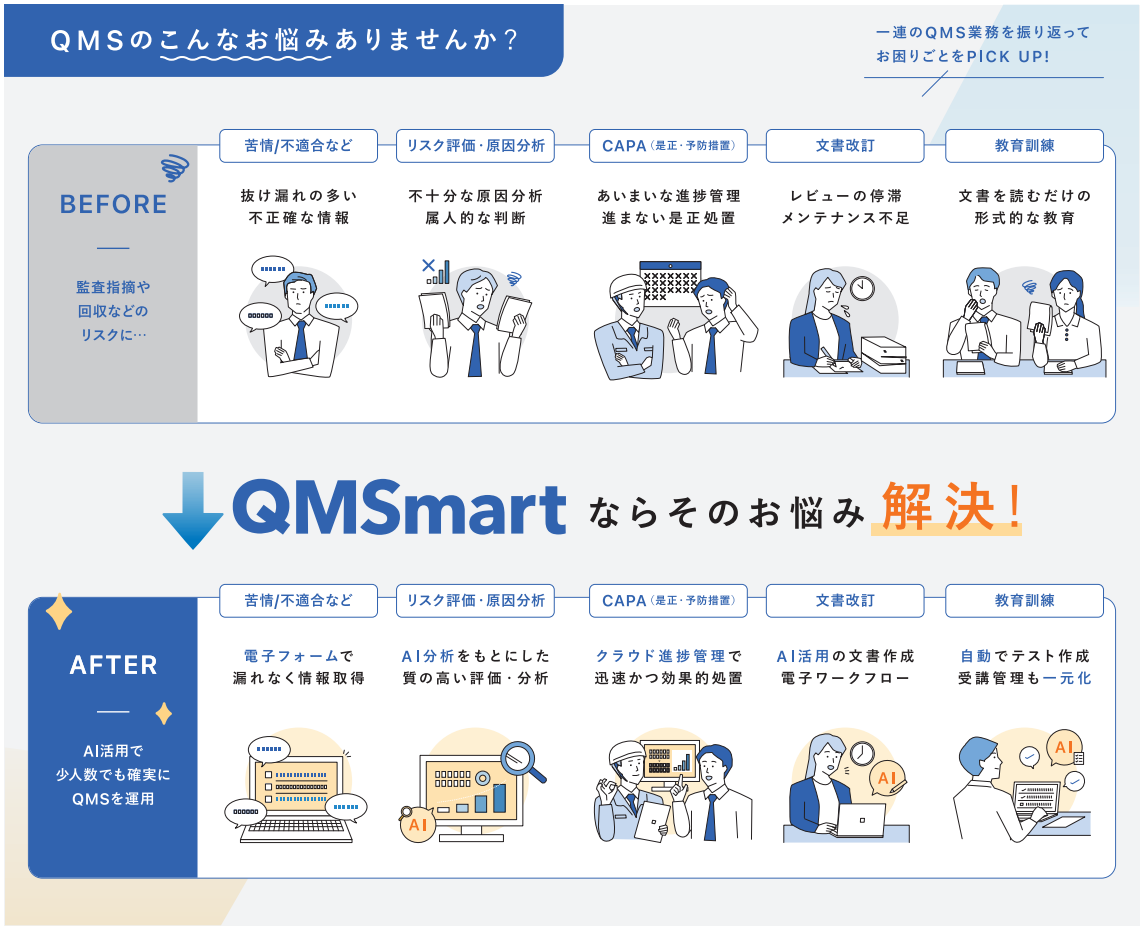
苦情・不具合を分析し、是正・予防に繋げる

- 苦情・不具合の収集
- 原因分析
- 是正・予防の実施

QMSは『良い医療機器を継続的に提供するためのルールと運用の仕組み』

(B)「QMSmart」の特徴

「QMSmart」は、QMS業務に必要な機能をオールインワンで提供するクラウド型eQMSです。文書管理・品質イベント管理・教育訓練という3つの主要機能を一つのシステム上で統合的に運用できる点が最大の特徴であり、複数のシステムやExcelを使い分けることによるデータの分断や管理コストの増大といった課題を解消いたします。



第101回日本医療機器学会大会「最高大賞"The Absolute Best"」を受賞



主催 ：一般社団法人日本医療機器学会

医療機器の安全性・品質向上と業務効率化に最も貢献し、
今後の医療機器産業の発展を牽引する取り組みを総合評価して
選定される、大会長賞にあたる最高賞

選定理由 1
当事者目線の実効性

頭蓋形状矯正ヘルメット製造で培った
徹底的な品質管理体制を基盤とした、
製造業者ならではの実効性の高いeQMS

選定理由 2
業界全体への寄与

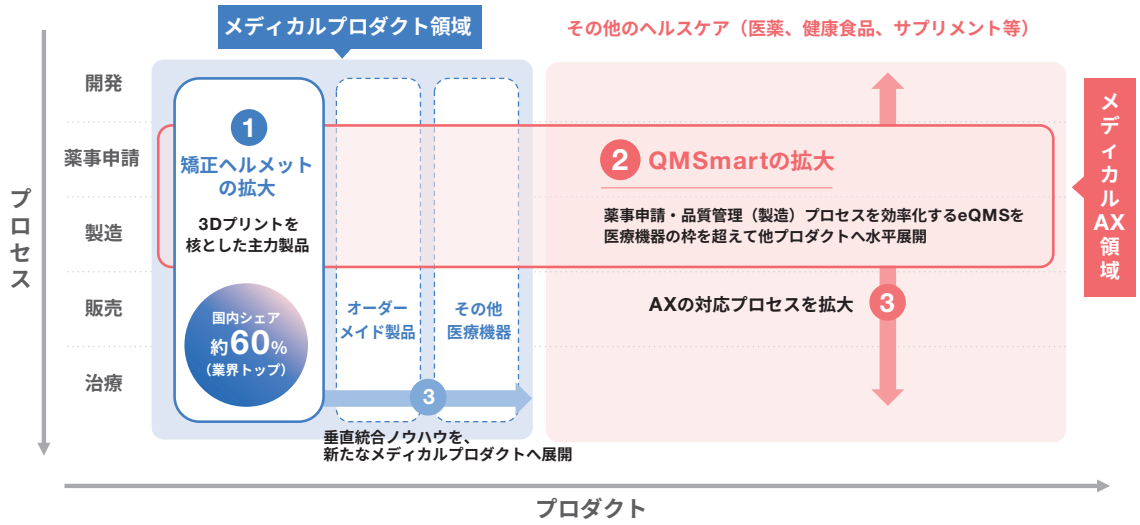
単なるシステム提供に留まらず、
医療機器業界全体のQMS高度化と業務
効率化に大きく寄与すると評価

導入実績（一部）

KYOCERA / 株式会社ミズホメディー / FRONTEO / Solasia / JFEテクノス株式会社 / CMIC シミックファーマサイエンス
JLK / BIO search / Omic Corporation / intervia / MediScan / SEMCO

3 成長戦略

当社では持続的な成長と社会貢献の実現のため、①「ベビーバンド」の国内トップブランドの確立、②「QMSmart」の次世代収益柱としての育成、③新たな製品・サービスの創出という3つの施策を据え、各施策を進めてまいります。



メディカルプロダクト領域　①「ベビーバンド」の国内トップブランドの確立

成長戦略

製品の進化
- 個別設計の最適化（高精度3D技術）
- 装着性の向上（軽量化・通気性向上）
- 製造工程の完全自動化

×

治療インフラの進化
- 治療管理プラットフォームの強化（AI機能）

頭蓋形状矯正ヘルメットの潜在対象者数と中期目標

日本の年間出生数（人口動態統計概数2025年） 67万人

潜在対象者数*1 18万人

中期目標 10万人*2（現在）

*1：Miyabayashi et al. (2022) "Reference values for cranial morphology based on three-dimensional scan analysis in 1-month-old healthy infants in Japan."Neurol Med Chir (Tokyo), 62(5), 246–253

*2：潜在対象者数18万人×販売シェア60%

メディカルAX領域　②「QMSmart」の次世代収益柱としての育成

国内市場規模（TAM：Total Addressable Market）

eQMS市場規模 840億円

対象企業 14,000社

	対象企業	個別市場規模
C	医療機器＋医薬品大手企業 7,000社*	560億円（7,000社×800万円/年）
B	100名以下のその他中小企業 4,900社*	196億円（4,900社×400万円/年）
A	電子化意欲の高い中小企業 2,100社*	84億円（2,100社×400万円/年）

優先ターゲット

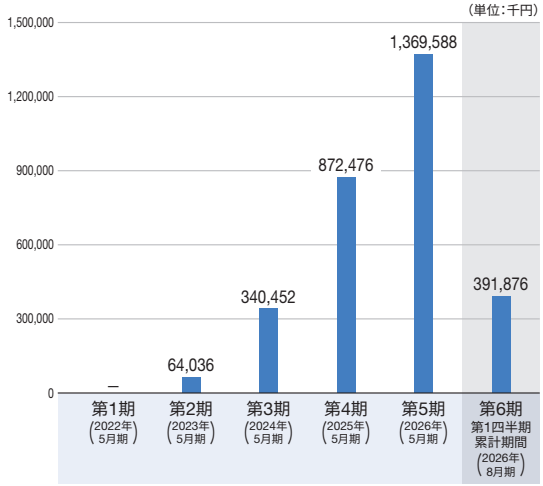
* 厚生労働省「令和4年度（2022年度）分 医薬品・医療機器産業実態調査」の医療機器・医薬品製造販売業者数等に基づき、当社にて企業規模別に区分

中長期構想

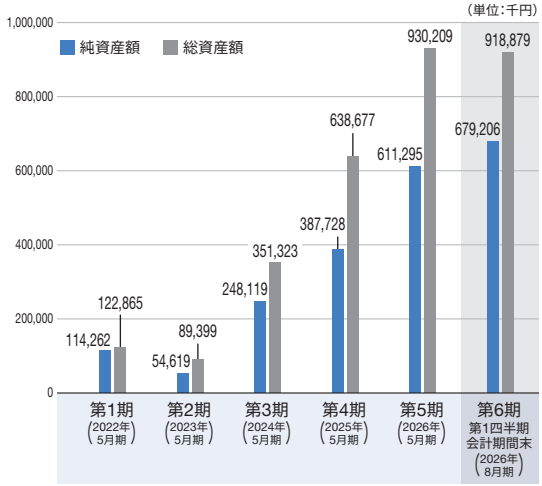
1. **プラットフォーム化**
「薬事情報ナビ」を軸に、QMS/薬事担当者の業務向けサービスを提供
2. **プロセス横展開**
QMSmartの仕組みを非臨床・製造等、他プロセスに横展開
3. **周辺サービス／海外**
人材・研修・コンサル等の周辺サービスや海外向けに展開

4 業績等の推移

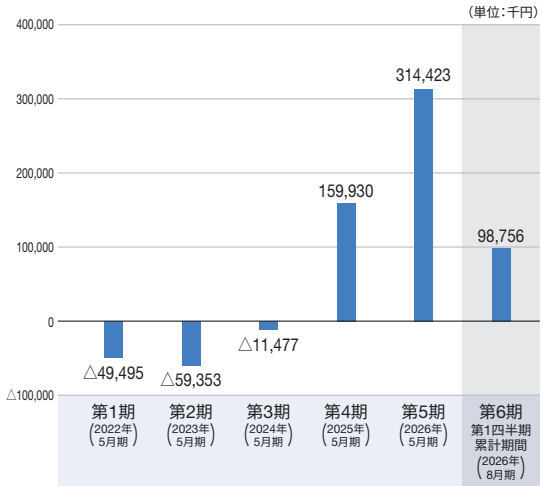
売上高



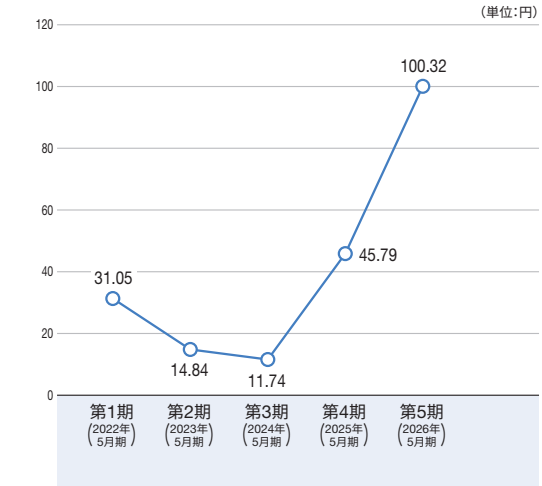
純資産額／総資産額



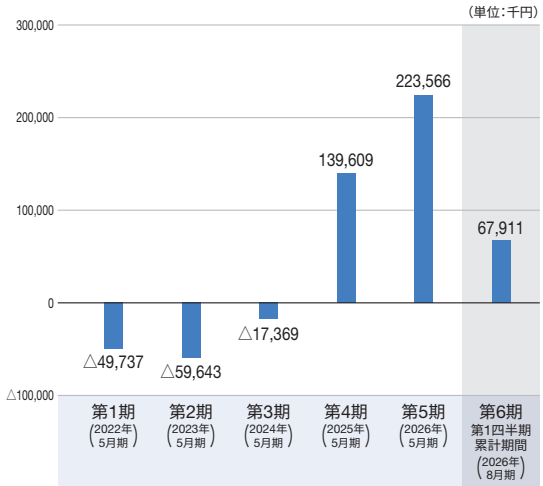
経常利益又は経常損失(△)



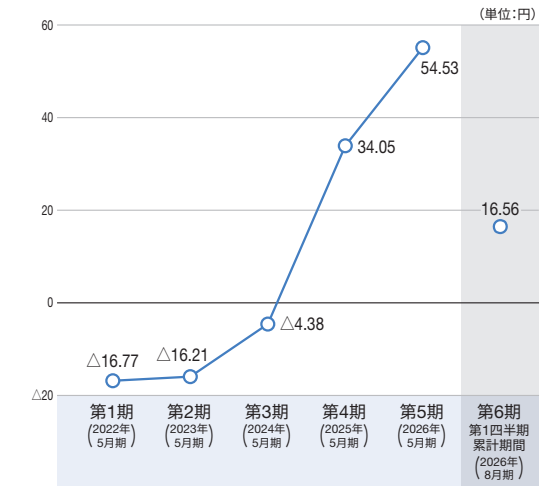
1株当たり純資産額



当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)



(注)当社は、2024年8月27日付で普通株式及びA種優先株式それぞれ1株につき1,000株の株式分割を行っており、また2026年8月14日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。上記では、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙
第一部　証券情報 …… 1
第１　募集要項 …… 1
１．新規発行株式 …… 1
２．募集の方法 …… 2
３．募集の条件 …… 3
４．株式の引受け …… 4
５．新規発行による手取金の使途 …… 5
第２　売出要項 …… 6
１．売出株式（引受人の買取引受による売出し） …… 6
２．売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） …… 7
３．売出株式（オーバーアロットメントによる売出し） …… 8
４．売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し） …… 9
募集又は売出しに関する特別記載事項 …… 10
第二部　企業情報 …… 12
第１　企業の概況 …… 12
１．主要な経営指標等の推移 …… 12
２．沿革 …… 14
３．事業の内容 …… 15
４．関係会社の状況 …… 26
第２　事業の状況 …… 27
１．経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 …… 27
２．サステナビリティに関する考え方及び取組 …… 32
３．事業等のリスク …… 34
４．経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 40
５．重要な契約等 …… 45
６．研究開発活動 …… 45
第３　設備の状況 …… 46
１．設備投資等の概要 …… 46
２．主要な設備の状況 …… 46
３．設備の新設、除却等の計画 …… 46
第４　提出会社の状況 …… 47
１．株式等の状況 …… 47
２．自己株式の取得等の状況 …… 54
３．配当政策 …… 54
４．コーポレート・ガバナンスの状況等 …… 55
５．従業員の状況等 …… 67
第５　経理の状況 …… 68
１．財務諸表等 …… 69
(1) 財務諸表 …… 69
(2) 主な資産及び負債の内容 …… 109
(3) その他 …… 111

第６　提出会社の株式事務の概要 …… 115
第７　提出会社の参考情報 …… 116
１．提出会社の親会社等の情報 …… 116
２．その他の参考情報 …… 116
第四部　株式公開情報 …… 117
第１　特別利害関係者等の株式等の移動状況 …… 117
第２　第三者割当等の概況 …… 118
１．第三者割当等による株式等の発行の内容 …… 118
２．取得者の概況 …… 120
３．取得者の株式等の移動状況 …… 121
第３　株主の状況 …… 122
［監査報告書］ …… 124

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【会社名】	株式会社Ｂｅｒｒｙ
【英訳名】	Ｂｅｒｒｙ Ｉｎｃ.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　中野　裕士
【本店の所在の場所】	東京都台東区元浅草三丁目７番１号
【電話番号】	03-6231-7706
【事務連絡者氏名】	取締役　　小山　智士
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区元浅草三丁目７番１号
【電話番号】	03-6231-7706
【事務連絡者氏名】	取締役　　小山　智士
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集　335,733,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し　461,970,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し　128,499,000円 （注）　募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	454,000（注）２．	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

（注）１．2026年11月13日開催の取締役会決議によっております。

２．発行数については、2026年11月30日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

３．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号

４．上記とは別に、2026年11月13日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式147,700株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

２【募集の方法】

2026年12月９日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１　募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2026年11月30日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	－	－	－
入札方式のうち入札によらない募集	－	－	－
ブックビルディング方式	454,000	335,733,000	181,690,800
計（総発行株式）	454,000	335,733,000	181,690,800

（注）１．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

２．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

４．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2026年11月13日開催の取締役会決議に基づき、2026年12月９日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の２分の１相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

５．有価証券届出書提出時における想定発行価格（870円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は394,980,000円となります。

６．本募集並びに「第２　売出要項　１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第２　売出要項　３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。

７．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照ください。

3【募集の条件】

（1）【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

発行価格（円）	引受価額（円）	払込金額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）１．	未定 （注）１．	未定 （注）２．	未定 （注）３．	100	自　2026年12月10日（木） 至　2026年12月15日（火）	未定 （注）４．	2026年12月17日（木）

（注）１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格は、2026年11月30日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年12月９日に引受価額と同時に決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２．払込金額は、会社法上の払込金額であり、2026年11月30日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2026年12月９日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であります。なお、2026年11月13日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2026年12月９日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

４．申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

５．株式受渡期日は、2026年12月18日（金）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

６．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７．申込みに先立ち、2026年12月１日から2026年12月８日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

８．引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「４　株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行　神田支店	東京都千代田区神田小川町３番12号

（注）上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

４【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数（株）	引受けの条件
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号	未定	１．買取引受けによります。 ２．引受人は新株式払込金として、2026年12月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 ３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目４番地		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目３番６号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目４番７号		
計	－	454,000	－

（注）１．2026年11月30日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
２．上記引受人と発行価格決定日（2026年12月９日）に元引受契約を締結する予定であります。
３．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
363,381,600	10,000,000	353,381,600

（注）１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（870円）を基礎として算出した見込額であります。

２．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

３．引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（2）【手取金の使途】

上記の手取概算額353,381千円については、「１　新規発行株式」の(注)４．に記載の第三者割当増資の手取概算額上限118,219千円と合わせた手取概算額合計上限471,600千円を、①事業推進人材の採用関連費用、②広告宣伝費、③本社オフィス増床に伴う家賃及び④借入金の返済に充当する予定であります。具体的には以下のとおりであります。

①事業推進人材の採用関連費用

メディカルプロダクト領域における「ベビーバンド」（注１）の取扱医療機関数及び販売個数の拡大並びにメディカルAX領域における「QMSmart」（注２）の事業拡大に向けて、営業、エンジニア、製造及びコーポレート人員の採用関連費用（人材紹介会社への支払手数料及び採用媒体費等）として、134,550千円（2027年５月期14,550千円、2028年５月期48,000千円、2029年５月期72,000千円）を充当する予定であります。

②広告宣伝費

「ベビーバンド」の取扱医療機関の開拓及び保護者への認知拡大並びに「QMSmart」の認知度向上及び見込み顧客の獲得を図るため、広告宣伝費として、241,643千円（2027年５月期68,252千円、2028年５月期173,391千円）を充当する予定であります。

③本社オフィス増床に伴う家賃

事業拡大による人員の増加に対応するため本社の増床を予定しており、増床に伴う家賃の増加分として、79,812千円（2027年５月期8,868千円、2028年５月期35,472千円、2029年５月期35,472千円）を充当する予定であります。

④借入金の返済

支払利息の負担軽減及び財務体質の強化を図るため、金融機関からの長期借入金の約定返済として、15,595千円（2027年５月期2,915千円、2028年５月期6,996千円、2029年５月期5,684千円）を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等にて運用する予定であります。

（注）１．メディカルプロダクト領域では、乳児の頭蓋形状矯正を目的とした医療機器である頭蓋形状矯正ヘルメット「ベビーバンド」を製造販売しております。

２．メディカルAX領域では、医療機器及び医薬品メーカー向けに、品質管理業務をAI支援で効率化するクラウド型サービス「QMSmart」を提供しております。

なお、当社の事業の詳細については、「第二部　企業情報　第１　企業の概況　３　事業の内容」をご参照ください。

第２【売出要項】

１【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2026年12月９日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）　(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第２　売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
－	入札方式のうち入札による売出し	－	－	－
－	入札方式のうち入札によらない売出し	－	－	－
普通株式	ブックビルディング方式	531,000	461,970,000	東京都北区 中野 裕士　118,000株 東京都世田谷区 坂田 光央　118,000株 東京都港区 小山 智士　118,000株 東京都渋谷区広尾四丁目１番18号 株式会社SK Management　118,000株 東京都品川区 松本 壮志　59,000株
計(総売出株式)	－	531,000	461,970,000	－

（注）１．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

２．「第１　募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

３．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（870円）で算出した見込額であります。

４．売出数等については今後変更される可能性があります。

５．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）３．に記載した振替機関と同一であります。

６．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。

７．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照ください。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	引受価額（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1． （注）2．	未定 （注）2．	自　2026年12月10日（木） 至　2026年12月15日（火）	100	未定 （注）2．	引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号 東海東京証券株式会社	未定 （注）3．

（注）1．売出価格の決定方法は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の（注）1．と同様であります。

2．売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3．引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2026年12月９日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4．上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5．株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7．上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の（注）７．に記載した販売方針と同様であります。

３【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
－	入札方式のうち入札による売出し	－	－	－
－	入札方式のうち入札によらない売出し	－	－	－
普通株式	ブックビルディング方式	147,700	128,499,000	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号 東海東京証券株式会社　147,700株
計(総売出株式)	－	147,700	128,499,000	－

（注）１．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

２．オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2026年11月13日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式147,700株の第三者割当増資の決議を行っております。また、東海東京証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

３．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

４．「第１　募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

５．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（870円）で算出した見込額であります。

６．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）３．に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1．	自　2026年12月10日（木） 至　2026年12月15日（火）	100	未定 （注）1．	東海東京証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所	―	―

（注）1．売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2．株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

3．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

4．東海東京証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第２　売出要項　２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）　（２）ブックビルディング方式」の（注）７．に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

１．東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第１　募集要項」における新規発行株式及び「第２　売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、東海東京証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である小山智士（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年11月13日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式147,700株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式　147,700株
(2)	募集株式の払込金額	未定　（注）１．
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。　（注）２．
(4)	払込期日	2027年１月19日（火）

（注）１．募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2026年11月30日開催予定の取締役会において決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

２．割当価格は、2026年12月９日に決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2026年12月18日から2027年１月14日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

３．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である小山智士、売出人である中野裕士、坂田光央、株式会社SK Management及び松本壮志、並びに当社株主である西本強及び古角昌彦は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2027年６月15日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、株主であるDIMENSION2号投資事業有限責任組合は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2027年３月17日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、売却価格が「第１ 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通じて株式会社東京証券取引所で行う売却等を除く。）を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2027年６月15日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行、譲渡制限付株式報酬にかかわる発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2026年11月13日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部　株式公開情報　第２　第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第１期	第２期	第３期	第４期	第５期
決算年月		2022年５月	2023年５月	2024年５月	2025年５月	2026年５月
売上高	（千円）	―	64,036	340,452	872,476	1,369,588
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	△49,495	△59,353	△11,477	159,930	314,423
当期純利益又は当期純損失（△）	（千円）	△49,737	△59,643	△17,369	139,609	223,566
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	―	―	―	―	―
資本金	（千円）	82,000	82,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数	（株）	920	920	1,025	1,025,000	1,025,000
普通株式	（株）	920	920	925	925,000	925,000
A種優先株式	（株）	―	―	100	100,000	100,000
純資産額	（千円）	114,262	54,619	248,119	387,728	611,295
総資産額	（千円）	122,865	89,399	351,323	638,677	930,209
１株当たり純資産額	（円）	124,198.41	59,368.51	46,945.81	45.79	100.32
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	（円）	△67,088.76	△64,829.90	△17,510.48	34.05	54.53
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	（円）	―	―	―	―	―
自己資本比率	（%）	93.0	61.1	70.6	60.7	65.7
自己資本利益率	（%）	―	―	―	43.9	44.8
株価収益率	（倍）	―	―	―	―	―
配当性向	（%）	―	―	―	―	―
営業活動による キャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―	246,607	301,001
投資活動による キャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―	△157,640	△64,294
財務活動による キャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―	58,416	△7,539
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	―	―	―	263,473	492,640
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	― (―)	7 (―)	26 (1)	42 (4)	54 (9)

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

３．第１期は、当社設立日である2021年７月29日から2022年５月31日までであります。

４．第１期、第２期及び第３期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、１株当たり当期純損失（△）であり、また、潜在株式が存在していないため記載しておりません。第４期及び第５期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

５．第１期、第２期及び第３期の自己資本利益率については、当期純損失（△）であるため記載しておりません。
６．株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
７．１株当たり配当額及び配当性向については、無配のため、記載しておりません。
８．第１期から第３期のキャッシュ・フローに係る各項目についてはキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、記載しておりません。
９．当社は、種類株式を発行しておりますが、その株式の内容より「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）の算定における期末株式数及び期中平均株式数には種類株式を含めております。なお、2026年８月14日開催の定時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
10. 第３期から第５期の１株当たり純資産額の算定に当たっては、種類株式に対する残余財産配分額を控除して算定しております。
11. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数（パート及び嘱託社員）は、（）内に年間の平均人数を外数で記載しております。
12. 第１期から第３期については、人員採用、研究開発費、広告宣伝費等の先行投資を行っていたことにより、経常損失及び当期純損失を計上しております。
13. 第４期及び第５期の財務諸表については「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、和泉監査法人の監査を受けております。
なお、第１期から第３期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく和泉監査法人の監査を受けておりません。
14. 当社は、2026年７月15日開催の取締役会において、A種優先株式の全てにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年８月13日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主にA種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、同日付で全てのA種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。なお、当社は、2026年８月14日開催の定時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
15. 当社は、2024年８月15日開催の取締役会決議により、2024年８月27日付で普通株式及びA種優先株式それぞれ１株につき1,000株の株式分割を行っており、また、2026年７月15日開催の取締役会決議により、2026年８月14日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行っております。第４期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）を算定しております。
16. 当社は、2024年８月15日開催の取締役会決議により、2024年８月27日付で普通株式及びA種優先株式それぞれ１株につき1,000株の株式分割を行っており、また、2026年７月15日開催の取締役会決議により、2026年８月14日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現　日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（2012年８月21日付東証上審第133号）に基づき、第１期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第１期から第３期の数値（１株当たり配当額については全ての数値）については、和泉監査法人の監査を受けておりません。

回次		第１期	第２期	第３期	第４期	第５期
決算年月		2022年５月	2023年５月	2024年５月	2025年５月	2026年５月
１株当たり純資産額	（円）	31.05	14.84	11.74	45.79	100.32
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	（円）	△16.77	△16.21	△4.38	34.05	54.53
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	－	－	－	－	－
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）

２【沿革】

当社代表取締役社長であり創業者の中野裕士は、解決策がなく困っている人の役に立つこと、そしてそのための製品を自らの手でつくりだし、世界中の誰もが使う製品にすることを目的として、2021年７月に当社を設立いたしました。

その後、手間や高価格、取扱医療機関が都市部に限られることから一部の人しか受けられなかった頭蓋形状矯正ヘルメット治療に着目し、より良いヘルメットを提供し、どこでも誰でもヘルメット治療を受けられる社会を実現するべく、その事業化を進めることといたしました。

当社の設立から現在に至るまでの沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
2021年７月	東京都渋谷区神南において株式会社Ｂｅｒｒｙを設立
2022年２月	本社を東京都文京区湯島に移転
2022年４月	乳児用の頭蓋形状矯正ヘルメット『ベビーバンド』において、医療機器承認を取得
2022年11月	乳児用の頭蓋形状矯正ヘルメット『ベビーバンド２』において、医療機器承認を取得
2023年３月	乳児用の頭蓋形状矯正ヘルメット『ベビーバンド３』において、医療機器承認を取得
2024年５月	本社を東京都台東区元浅草に移転
2024年10月	薬事情報ポータルサイト「薬事情報ナビ」の提供を開始
2024年12月	医療機器の品質マネジメントシステムの国際規格である「ISO 13485」の認証を取得
2025年３月	ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の国際規格である「ISO/IEC 27001:2022」の認証を取得
2025年５月	事業拡張のため、東京都台東区元浅草本社オフィスを増床
2025年７月	クラウド型eQMS「QMSmart」をリリース
2026年７月	乳児用の頭蓋形状矯正ヘルメット『ベビーバンド３』において、韓国医療機器認証を取得

3【事業の内容】

（1）ミッション

当社は、「テクノロジーで医療格差を０にする」を経営理念に掲げ、「あらゆる人が必要な時に必要な医療を受けられる社会を実現する」をパーパスとし、事業を展開しております。

医療分野においては、専門人材の不足、地域間の医療格差、従前の業務を踏襲した非効率な業務運用等、多くの構造的課題が存在しております。当社は、3Dプリント技術・データ解析技術・AI等の最先端テクノロジーを活用し、これらの課題解決に取り組むことで、医療格差０の世界を目指してまいります。

（2）事業概要

当社は、メディカルイノベーション事業の単一セグメントのもと、メディカルプロダクト領域及びメディカルAX（注１）領域の２つの領域で製品・サービスを展開しております。



①メディカルプロダクト領域では、医療機器の製造・販売を行っております。開発、製造、販売、治療管理を自社内で一貫する体制を構築しており、現在の主力製品は、乳児の頭蓋形状矯正を目的とした医療機器である頭蓋形状矯正ヘルメット「ベビーバンド」であります。

②メディカルAX領域では、医療関連製品・サービスの提供にあたって必要となるプロセスを効率化するサービスの開発・提供を行っております。製品の品質を一定の水準で安定的に確保し、継続的に改善するために、組織の業務プロセスを体系的に管理する仕組み（以下「QMS」という。）の効率化に着目したサービスを提供しており、現在の主力サービスは、QMS業務をAI支援で効率化するクラウド型eQMS（注２）「QMSmart」であります。

従来、乳児に対する頭蓋形状矯正ヘルメットによる治療は、熟練した医療従事者の経験や知見に依拠したアナログな業務プロセスが中心でありました。

当社は、製造工程におけるAI技術の活用及び独自に構築したデータ基盤により、これらの業務プロセスの標準化及び効率化を進め、「ベビーバンド」の提供を通じて、乳児及びその家族に対する治療の選択肢の拡大に取り組んでまいりました。

現在は、この過程で培った技術基盤を「QMSmart」として展開することにより、品質管理業務における新たな標準の確立を目指しております。今後は、こうした取り組みをあらゆる医療機器メーカーへと広げ、医療機器業界全体の製造プロセスの変革に貢献してまいります。

（注１）AX（AI Transformation：AIトランスフォーメーション）とは、AI技術の活用により業務プロセスやビジネスモデルそのものを変革する取り組みをいい、当社は、既存業務の電子化にとどまらない変革を目指す趣旨から、当該領域の名称に用いております。

（注２）eQMS（electronic Quality Management System：電子品質管理システム）とは、QMSの運用に係る業務並びに文書及び記録の管理を電子化するソフトウェアをいいます。

①メディカルプロダクト領域

（A）頭蓋形状矯正ヘルメットについて

当社は、乳児の頭蓋形状矯正を目的とした医療機器「頭蓋形状矯正ヘルメット」の開発・製造・販売を行っております。患者はまず医療機関を受診し、3Dスキャナーで頭部の形状を精密に測定します。医師は測定データをもとに診断を行い、保護者はその診断結果を踏まえて、治療（保険適用外の自由診療）を受けるかどうかを判断します。治療を受けることが決まると、医療機関から当社にヘルメットが発注されます。その後、医療機関と連携のうえ、個々の頭部形状に適したヘルメットを設計し、製造します。完成したヘルメットは医療機関を通じて患者に提供され、矯正治療が開始されます。なお、ヘルメットの製造は、各種仕入先から原材料を仕入れたうえで、全て自社で一貫して行っております。

（B）頭蓋形状矯正ヘルメット治療とは

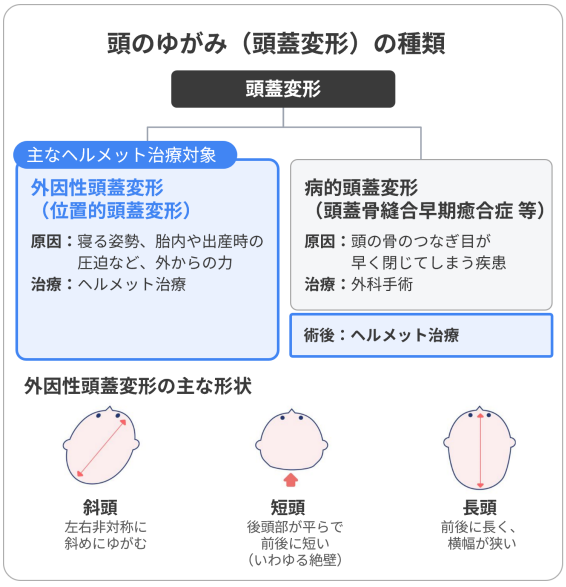
乳児の頭蓋形状矯正を目的とした医療機器「頭蓋形状矯正ヘルメット」は、乳児自身の頭蓋の成長を利用して頭蓋の歪みを矯正する装置であり、当社が提供する「ベビーバンド」は、日本国内において医療機器承認を取得しております。

乳児の頭蓋変形症は、その原因により主に「病的変形」と「外因性変形」に分類されます。病的変形としては、頭蓋骨縫合早期癒合症（頭蓋骨のつなぎ目（縫合）が通常より早く閉じてしまうことにより、頭の形の変形等が生じる疾患）、小頭症（脳の発育が不十分であること等により、頭囲が同じ月齢の平均と比べて著しく小さい状態）及び水頭症（脳の内部に髄液が過剰にたまる状態）等が挙げられ、これらの場合には手術が必要とされるケースが多く見受けられます。一方で、外因性変形は「位置的頭蓋変形症」として知られ、外力により頭蓋顔面の形状が歪むものです。この位置的頭蓋変形症に対する治療として、体位変換やタミータイム（うつ伏せ運動）、ヘルメット治療が挙げられます。

位置的頭蓋変形症の影響としては、整容面（将来的な外見）のほか、機能面として耳介や顔面骨の左右差による眼鏡の装用への影響や、噛み合わせの不具合の可能性が指摘されております。また、発達遅滞、斜視、中耳炎、頭痛等との関連を示す研究報告もあります。ただし、これらは関連を示すものにとどまり、因果関係は現時点で確立されておりません。このため、頭蓋変形を主として整容面の問題と捉える見解もあります。

自然経過については、軽度の変形は自然に改善する例が多いとされており、ヘルメット治療の対象は、中等度以上の位置的頭蓋変形症とされております。一方、重症の変形では自然経過で改善しない割合が66%に上り（注３）、ヘルメット治療群の改善がこれを上回ったとする国内の研究報告があります。もっとも、ヘルメット治療は国内で2018年に初めて医療機器承認を取得した比較的新しい治療であり、効果を検証した研究の蓄積は限られております。このため、治療の必要性については医療機関の間で見解が分かれております。

（注３）Noto, Takanori, et al. ″Natural-Course Evaluation of Infants with Positional Severe Plagiocephaly Using a Three-Dimensional Scanner in Japan:Comparison with Those Who Received Cranial Helmet Therapy.″Journal of Clinical Medicine 10.16 (2021):3531.



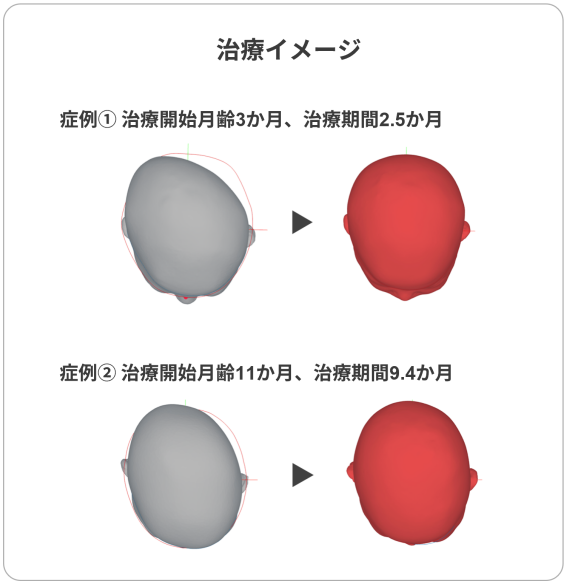


＊ 「Positional Plagiocephaly」American Association of Neurological Surgeons HP（最終閲覧日：2026年９月30日）

** Noto, Takanori, et al. "Natural-Course Evaluation of Infants with Positional Severe Plagiocephaly Using a Three-Dimensional Scanner in Japan: Comparison with Those Who Received Cranial Helmet Therapy." Journal of Clinical Medicine 10.16 (2021): 3531.

ヘルメット治療は、乳児の頭に圧力をかけて形を変形させるものではなく、乳児自身の頭蓋の成長を原動力にして行う治療です。そのため、乳児への身体的負担が少なく、素材や構造上も通気性・安全性に配慮した設計となっております。一人ひとりの頭の形状に合わせてオーダーメイドで設計したヘルメットを装着することで、頭の平らな部分には成長を促す空間を作り、既に成長している丸い部分には成長を待機させます。その結果、頭の成長に従って平らだった部分の成長が追いつき、頭の形が矯正されます。装着期間については個人差があるものの、一般的に数か月程度が必要であり、乳児の頭の成長に合わせて定期的なヘルメットの調整を行いながら治療が進められます。





（Ｃ）市場規模

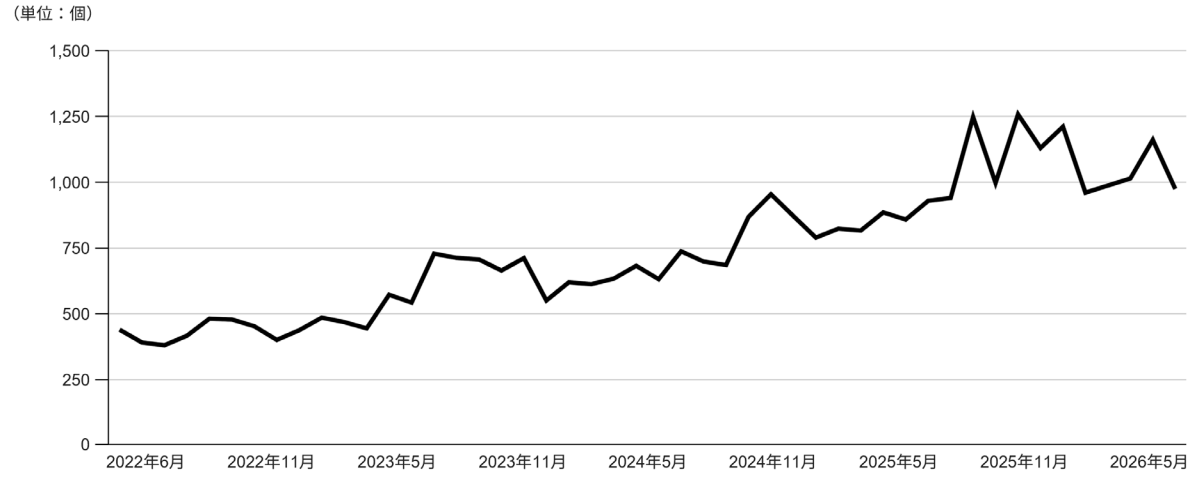
日本国内では、近年、年間約67万人の新生児が誕生しております。国内の調査によれば、生後１か月時点で中等度以上の頭蓋変形を有する乳児は26.2%（軽度26.1%、正常47.7%）であり（注４）、年間出生数約67万人に当該割合26.2%を乗じて試算すると、年間約18万人が治療対象となり得ます。ただし、この中にはその後自然に改善する乳児も含まれ、治療の要否は医療機関の診察を経て判断されるため、実際の治療対象はこれを下回ると考えられます。一方、厚生労働省「薬事工業生産動態統計調査」によれば、国内における頭蓋形状矯正ヘルメットの販売数量は月間1,000個前後で推移しており（図１）、2026年５月期の合計は約13,000個と、ヘルメット治療を受けている乳児は年間１万人規模となっております（図２右図）。この乖離には、治療費の負担、対応可能な医療機関の不足、認知度の低さ等が影響していると考えられます。

重症の変形については、自然経過で改善しない割合が66%に上るとの国内の研究報告があり（前記（注３）参照）、変形の程度によっては早期に治療を検討することが重要と考えられます。ただし、前記のとおり研究の蓄積は限られており、治療の必要性に関する見解は今後変化する可能性があります。また、出生直後の頭蓋形状には性別や分娩回数、胎位による大きな差は見られないことが確認されており、早期からの予防も重要とされております。

以上の状況のなか、治療に対する関心の高まりや技術革新、製品の改良による価格低下、医療機関向けシステムの整備等を背景に、ヘルメット治療の利用は拡大を続けております。また、位置的頭蓋変形症は国や地域を問わず生じるものであり、当社としては、地理的・文化的な近接性を活かしやすいアジアを中心とした海外市場への展開を検討しております。このうち韓国においては、2026年７月に『ベビーバンド３』の医療機器認証を取得しており、現時点では、同国を海外展開の第一歩として販売を開始する計画であります。

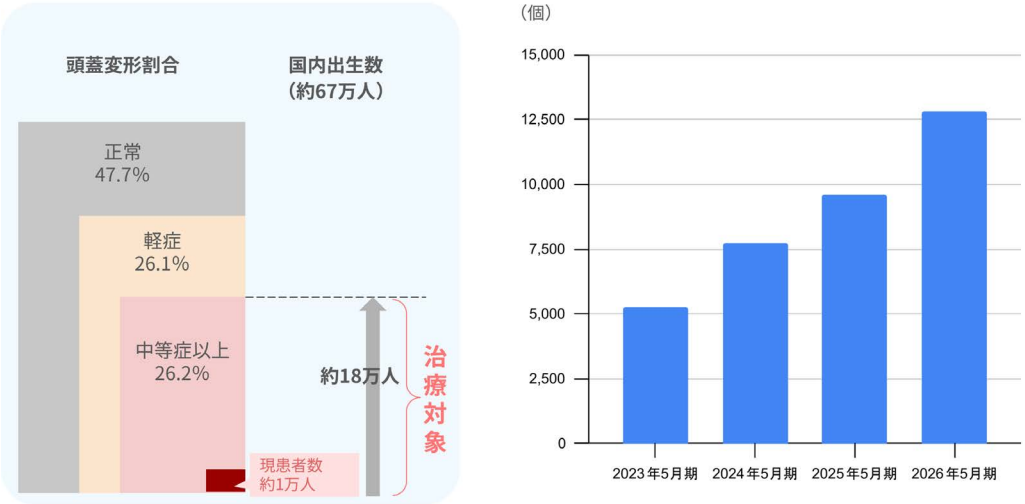
（注４）Miyabayashi H,Nagano N et al.Neurol Med Chir,2022

（図１）頭蓋形状矯正ヘルメット国内販売数量の月次推移



（出典：厚生労働省　「薬事工業生産動態統計調査」）

（図２）対象患者数、国内市場規模及び国内販売数量



（左図：（注４）及び厚生労働省「人口動態統計」より当社作成
右図：厚生労働省「薬事工業生産動態統計調査」より、事業年度ベースで当社作成）

（D）頭蓋形状矯正ヘルメット「ベビーバンド」

当社の乳児用の頭蓋形状矯正ヘルメット「ベビーバンド」は、これまでに『ベビーバンド』（医療機器承認番号：30400BZX00090000）、『ベビーバンド２』（医療機器承認番号：30400BZX00252000）、『ベビーバンド３』（医療機器承認番号：30500BZX00071000）の３つのモデルを上市しております。頭蓋形状矯正ヘルメットは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」における管理医療機器（クラスⅡ）に該当し、製造販売を行うためには、東京都から製造業の登録及び製造販売業の許可を受けるとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による審査を経て、厚生労働大臣から医療機器製造販売承認を取得する必要があります。なお、当社は製造販売に必要な全ての許可、登録及び承認を取得しております。

「テクノロジーで医療格差を０にする」という経営理念に基づき、当社は「ベビーバンド」の継続的な改善を行っております。当社の「ベビーバンド」は、治療開始時から最終的な目標形状を見据えて設計・製造するため、治療期間中のヘルメットの調整が容易であり、通院に伴う医療機関及び保護者の負担を軽減しております。また、厳選素材による洗えるクッションの採用と通気性の向上により、乳児の装着時の快適性にも配慮しております。

『ベビーバンド』は、基本的な頭蓋形状矯正機能を備えた初代モデルであり、軽量化と装着性に配慮して設計されました。その後、『ベビーバンド２』ではより精度の高い設計を実現いたしました。さらに、『ベビーバンド３』では素材の改良や製造工程の効率化を図り、治療期間中の快適性を向上させるとともに、製造コストを抑えることに成功しました。これらの改良により、患者だけでなく、保護者や医療機関にとっても手に取りやすい価格での提供が可能となり、製品自体の取扱いの容易さも向上しております。

（図３）「ベビーバンド」



（E）医療機関向けシステム「ヘルメット治療管理プラットフォーム」及び患者向けのアプリ「ヘルメット治療記録アプリ」

当社はヘルメット治療のインフラとして、関連するシステムの開発・提供にも注力しております。医療機関向けの「ヘルメット治療管理プラットフォーム」を開発し、治療及び製造プロセスを一元的に管理できる環境を構築いたしました。これにより、医療従事者は患者ごとの治療状況や進行度を効率的に把握し、適切な治療計画を立案できるほか、ヘルメットの発注もプラットフォーム上で行うことが可能となりました。また、患者向けのアプリ「ヘルメット治療記録アプリ」も提供しており、保護者は治療経過をリアルタイムで確認することができます。このアプリでは、装着時間や治療進捗の記録が簡単に行えるほか、治療効果を可視化することで、治療に対する安心感を高める取り組みを進めております。

これらの取り組みの結果、当社の製品は多数の医療機関で採用され、2026年９月末時点での取扱医療機関数は327施設、累計販売個数は約16,000個となっております。当社製品は、医療機関の規模を問わず導入が可能であり、導入先は地域の診療所（クリニック）から一般病院、大学病院まで多岐にわたっております。当社は今後もさらなる製品改良とヘルメット治療の認知度向上に取り組み、患者とその家族に寄り添った医療を提供してまいります。

（図４）「ヘルメット治療管理プラットフォーム」、「ヘルメット治療記録アプリ」



②メディカルAX領域

（A）「QMSmart」について

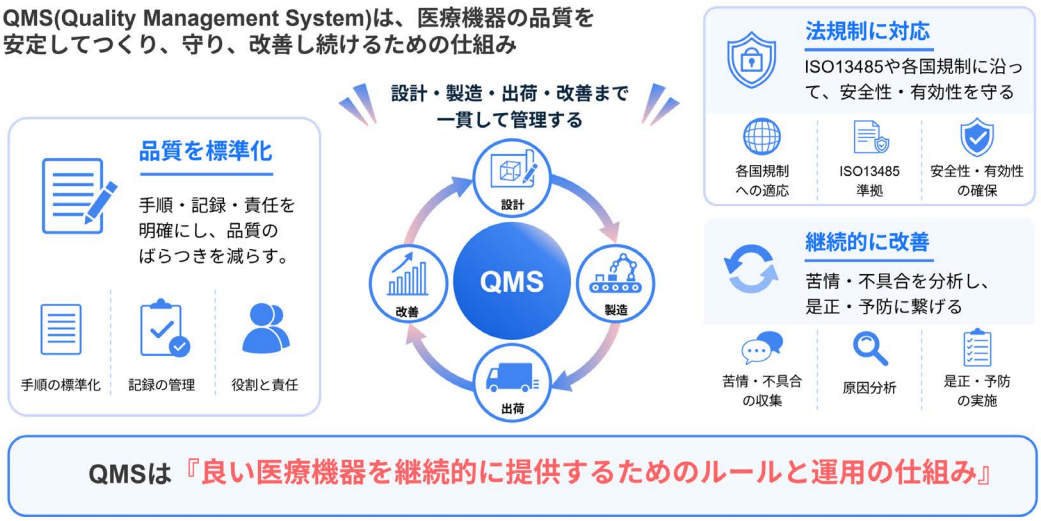
当社は、2025年７月から、医療機器及び医薬品メーカー向けのクラウド型eQMS「QMSmart」のサービス提供を開始しております。本サービスは、医療機器及び医薬品メーカーが法令に基づき義務付けられているQMS省令（注５）、GMP省令（注６）等と呼ばれる品質管理業務を、クラウド上で一元的に効率化するSaaS型サービスです。

当社は、主力製品である乳児用の頭蓋形状矯正ヘルメット「ベビーバンド」の製造販売を通じ、医療機器製造販売業者として自社の品質管理体制の構築・運用に取り組んでまいりました。カスタムメイドという製品特性上、製造工程の管理は複雑性を有しており、QMS専門人材の確保が困難であったことも相まって、紙ベースでの文書管理や属人的な業務プロセスに起因する非効率性という課題に直面いたしました。これらの課題は当社固有のものにとどまらず、業界全体に共通する構造的な問題であることも認識するに至りました。かかる課題の解決に向け、自社に適した品質管理システムの内製化に着手し、継続的な運用改善を重ねた結果、ISO 13485認証を取得し、その実効性を対外的に証明することができました。この一連の経験を通じて得られた知見・ノウハウを基盤として、同様の課題を抱える医療機器及び医薬品メーカーの潜在的なニーズに応え得ると判断し、「QMSmart」の開発・事業化に至りました。

（注５）医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令

（注６）医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令

（図５）QMSとは



（図６）QMS業務における課題



（Ｂ）「QMSmart」の特徴

「QMSmart」は、QMS業務に必要な機能をオールインワンで提供するクラウド型eQMSです。文書管理・品質イベント管理・教育訓練という３つの主要機能を一つのシステム上で統合的に運用できる点が最大の特徴であり、複数のシステムやExcelを使い分けることによるデータの分断や管理コストの増大といった課題を解消いたします。

主要機能の概要は以下のとおりです。

ⅰ）文書管理機能では、規程・SOP（Standard Operating Procedure：標準作業手順書）から苦情処理表等の記録に至るまで、全ての文書を電子化し、電子署名・ユーザー権限管理・監査ログ等の機能により、21 CFR Part11（注７）・ER/ES指針（注８）に準拠した運用を実現します。

ⅱ）品質イベント管理機能では、苦情・CAPA（Corrective Action and Preventive Action：是正処置・予防処置）・変更管理等の品質イベントをクラウド上で一元管理し、各イベントの進捗状況や関連記録・履歴を即座に把握できる環境を提供します。

ⅲ）教育訓練機能では、文書改訂等に紐づく教育訓練の計画から受講管理までを一元化し、オンラインテストの自動採点や受講状況のモニタリングにより、教育訓練に係る工数を大幅に削減します。

さらに、AI技術を活用した支援機能を搭載していることも大きな差別化要素です。文書作成時にはQMS省令・ISO 13485等の規制適合性をAIが自動チェックし、不足項目や改善点を具体的に提示します。品質イベント発生時には過去の類似事例を瞬時に抽出したうえで、なぜなぜ分析（根本原因分析）を支援し、是正・予防処置案までを提示します。また、任意の文書からオンラインテスト問題を自動生成する機能により、教育訓練の準備工数も大幅に削減することが可能であります。これらのAI機能により、QMS専門人材が不足する環境においても、品質管理業務の標準化と高度化を実現することができます。

（注７）米国食品医薬品局（FDA）が定める電子記録及び電子署名に関する規制

（注８）厚生労働省が定める電子記録・電子署名の利用に関する指針

なお、21 CFR Part11、ER/ES指針は、いずれも電子記録及び電子署名を紙の記録・手書き署名と同等に信頼できるものとして取り扱うための要件を定めるものであります。

（図７）「QMSmart」の基本機能



（Ｃ）市場規模

医療機器及び医薬品業界においては、品質管理に関する規制要件が厳格化される傾向にあり、文書化要求の拡大が進んでおります。一方で、QMS業務には規制に関する専門知識と実務経験の双方が求められ、その習得に相応の期間を要することから、QMS専門人材は業界全体でも限られており、採用は困難となっております。そのため、多くの企業が限られた人員で品質管理体制を維持する必要に迫られております。専門人材の確保が難しい中小企業においては、属人的な業務プロセスへの依存や、紙ベースでの文書管理による非効率性が常態化しており、品質管理体制のさらなる効率化が求められる状況にあります。

国内において法令に準拠した文書管理ソフトを導入している医療機器メーカーの割合は22.1%にとどまっており（注９）、QMSのデジタル化は依然として進展途上にあります。デジタル化が進まない主な要因として、費用負担の大きさ、取り組む時間・人材の不足が挙げられており、低コストかつ導入しやすいeQMSへのニーズが高まっております。

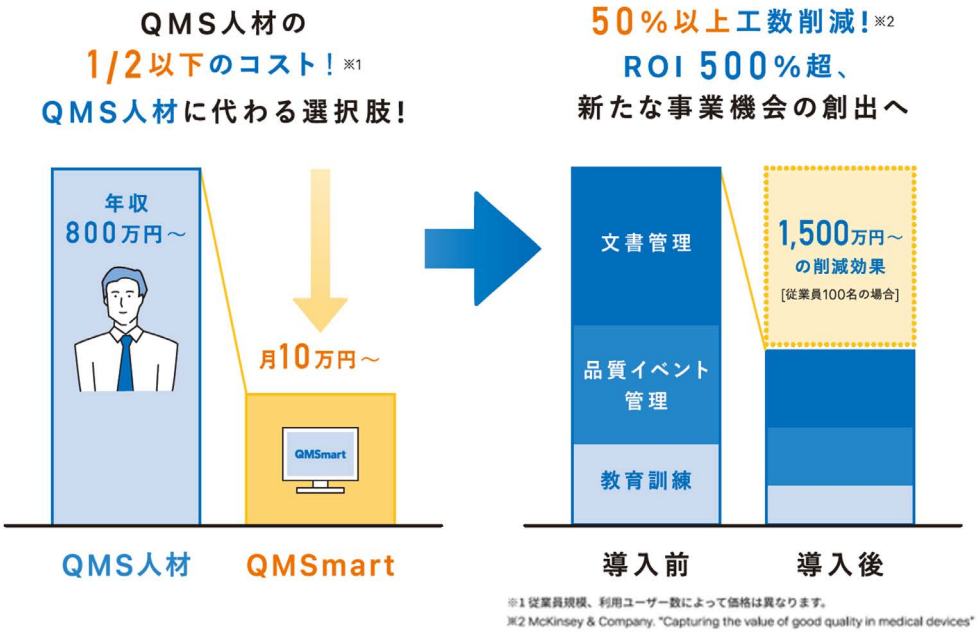
既存のeQMS製品は、大手海外ベンダー製品を中心に高額かつ操作が複雑なものが多く、導入・運用の負担が課題となっておりました。特に中小企業にとっては、導入コストのみならず、自社の業務フローに合わせたカスタマイズに多大なコストと時間を要するケースも多く、導入を断念する企業も少なくありません。「QMSmart」は、初期費用なし、年間契約・月額契約での柔軟な料金体系に加え、QMS業務の流れに沿って操作性に配慮した画面構成と充実したサポート体制を備えることで、こうした導入障壁を大きく引き下げ、企業規模を問わず幅広い層への普及を目指しております。

具体的には、国内の医療機器メーカー及び医薬品メーカー約14,000社を潜在的な顧客ターゲットと捉え、市場規模は約840億円と想定しております（注10）。当面は電子化意欲の高い中小企業を中心にサービスの普及を図り、徐々に大手企業への普及を進めていく方針であります。

（注９）2017年厚生労働科学研究 電磁的な文書及び記録の管理に関するアンケート結果

（注10）厚生労働省「2022年医薬品・医療機器産業実態調査」等に基づき、対象企業数に年間想定導入費用を乗じて当社算出

（図８）QMS業務の大幅な工数削減



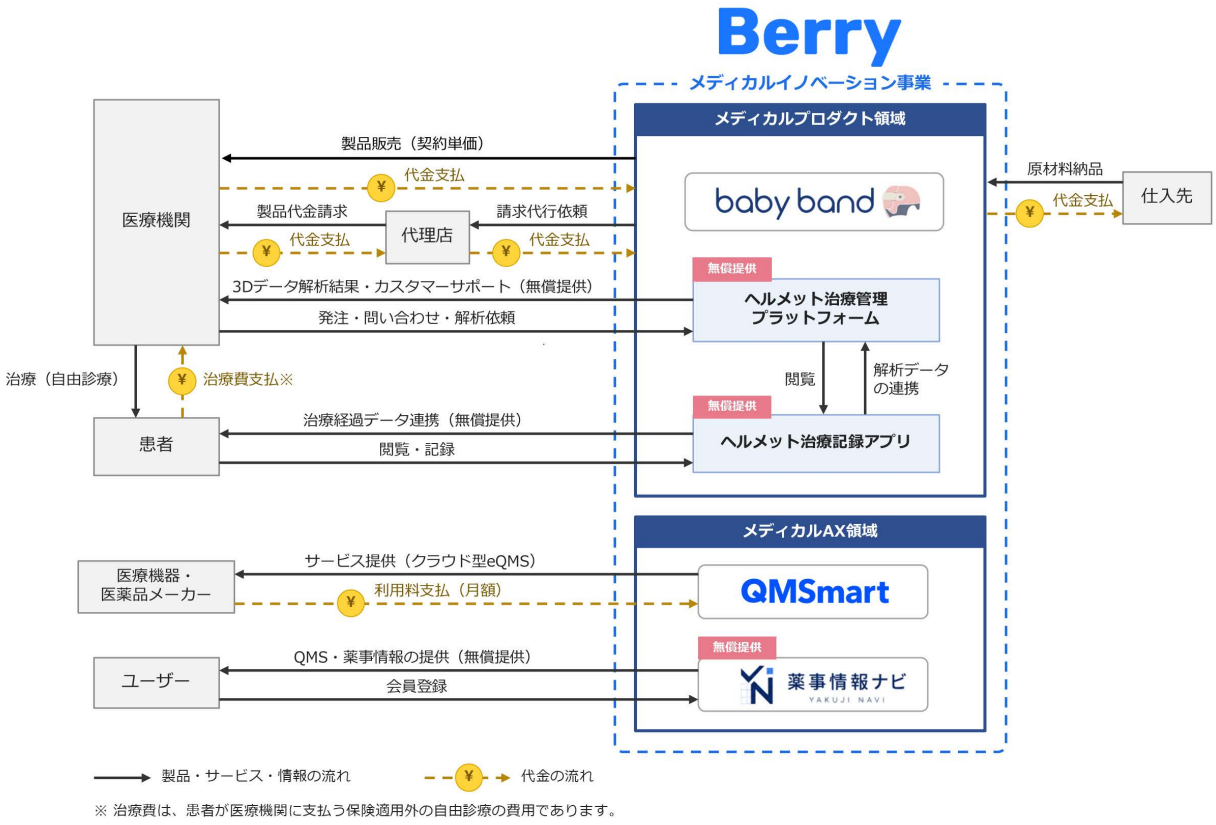
なお、当社は、こうした潜在顧客へのアプローチとして、QMS・薬事に関する専門情報ポータルサイト「薬事情報ナビ」を運営しております。同サイトでは、QMS必要文書の一覧や法令・通知の検索機能、医療機器市場データベース等の実務に即したコンテンツを無料で提供するとともに、専門家を招いたオンラインセミナーを定期的に開催し、１回当たり約300名が参加しております。これらの取り組みを通じて、QMS業務に課題を抱える企業の実務担当者との接点を創出し、「QMSmart」の認知拡大及び見込み顧客の獲得につなげております。

（図９）「薬事情報ナビ」



［事業系統図］

当社の事業系統図は次のとおりであります。



※ 治療費は、患者が医療機関に支払う保険適用外の自由診療の費用であります。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「テクノロジーで医療格差を０にする」を経営理念に掲げ、「あらゆる人が必要な時に必要な医療を受けられる社会を実現する」をパーパスとし、事業を展開しております。

医療分野においては、専門人材の不足、地域間の医療格差、従前の業務を踏襲した非効率な業務運用等、多くの構造的課題が存在しております。当社は、3Dプリント技術・データ解析技術・AI等の最先端テクノロジーを活用し、これらの課題解決に取り組むことで、医療格差０の世界を目指してまいります。

(2) 経営環境

2026年のわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移しております。一方、継続的な物価上昇や原材料・エネルギー価格の高止まり、米国の通商政策の影響や地政学的リスクの長期化等、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

メディカルプロダクト領域における頭蓋形状矯正ヘルメットは、主に月齢の低い乳児を対象としておりますが、出生数の減少が市場規模に与える影響について注視しております。日本では少子化が深刻な社会問題となっており、厚生労働省「令和７年（2025年）人口動態統計月報年計（概数）」によると、2025年の出生数は約67万１千人と10年連続で減少しております。この状況は長期的に続くと考えられており、将来的には出生数がさらに減少する可能性があります。

「第１　企業の概況　３　事業の内容」に記載のとおり、国内において中等度以上の頭蓋変形を有する乳児は年間約18万人と試算されるのに対し、ヘルメット治療を受けている乳児は年間約１万人と推計され、治療対象となり得る乳児のうち実際に治療を受けている割合は１割に満たない状況にあります。また、厚生労働省「薬事工業生産動態統計調査」によれば、出生数が減少するなかでも、国内の頭蓋形状矯正ヘルメットの販売数量は、直近４事業年度において2023年５月期の約5,000個から2026年５月期の約13,000個へと増加しております。当社は、出生数の減少が今後も続くとしても、治療の認知度の向上や対応可能な医療機関の増加等により治療を受ける乳児の割合が高まることで、ヘルメット治療の需要は引き続き拡大するものと考えております。一方、健診での指摘やSNSでの情報発信により認知度は高まっているものの、治療費用の負担（１件当たり30～60万円程度、保険適用外）、保護者の負担、対応可能な医療機関の不足等の課題により、いまだ治療に制約がある状態となっております。

当社はこれらの課題を解決するため、治療開始時から最終的な目標形状を見据えて設計・製造する独自の3Dプリント技術により、治療期間中の調整が容易な乳児用の頭蓋形状矯正ヘルメット「ベビーバンド」を提供しております。これにより、保護者の通院負担と医師の施術負担を軽減するとともに、製造コストの削減による低価格提供を実現しております。また、豊富なデザインから選択できることで治療を前向きに捉えられる環境を提供し、保護者の心理的な負担軽減にも取り組んでおります。さらに、学会出展・セミナー開催等による取扱医療機関の開拓と、勉強会の定期開催による治療の標準化を推進することで、より多くの患者が治療を受けられる環境の整備を進めております。加えて、アジアを中心とした海外市場への展開を検討しており、現時点では韓国における販売を計画しております。

次に、メディカルAX領域におけるeQMSについては、医療機器及び医薬品業界における品質管理規制の厳格化を背景に、QMS業務のデジタル化ニーズが高まっております。2025年５月に成立した「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和７年法律第37号）では、医薬品の製造販売業者における医薬品品質保証責任者及び医薬品安全管理責任者の設置が法定化される等、品質管理体制の強化は業界全体の重要課題となっております。一方で、既存のeQMS製品は高額な海外製品が中心であり、国内の中小企業にとって導入のハードルが高い状況が続いております。

当社は、医療機器メーカーとしての実務経験を活かし、低コストかつ実務に即したeQMS「QMSmart」を提供することで、この市場機会の獲得を目指してまいります。

各社会的課題に直面しながらも、当社はメディカルプロダクト領域及びメディカルAX領域の両輪で革新的な技術や製品を活用し、医療格差０の世界の実現に向け、事業を推進してまいります。

(3) 経営戦略

当社では持続的な成長と社会貢献を同時に実現し、医療格差０の世界を目指すべく、①「ベビーバンド」の国内トップブランドの確立、②「QMSmart」の次世代収益柱としての育成、③新たな製品・サービスの創出という３つの施策を据え、各施策を進めてまいります。

①「ベビーバンド」の国内トップブランドの確立

当社は、ヘルメット治療の普及の制約となっている治療費用の負担、保護者の負担、対応可能な医療機関の不足という課題に対応し、国内における現在の地位をさらに強固なものとしてまいります。

当社の乳児用の頭蓋形状矯正ヘルメット「ベビーバンド」は、これまで３つのモデルを上市し、治療効果の向上、装着時の快適性、製造コストの削減等を目的とした改良を重ねてまいりました。その結果、2026年５月期の販売個数は6,774個となり、国内販売数量12,797個（厚生労働省「薬事工業生産動態統計調査」に基づき集計）に占める割合（国内販売シェア）は約53％となっております。なお、同統計に基づく2026年５月単月の国内販売シェアは約60％となっており、拡大傾向にあります。また、取扱医療機関数は327施設（2026年９月末時点、うち診療所245施設、病院82施設）となり、全国42都道府県で治療提供が可能となりました。この取扱医療機関数は、主な競合他社（50～70施設程度）を大きく上回っております（注）。

当社は、取扱いが容易な製品性とヘルメット治療のインフラが、こうした実績を支えていると認識しております。なお、競合他社との比較は下記のとおりです。

A.ヘルメットの調整

競合他社では、治療期間中のヘルメットの調整を義肢装具士やメーカーが手作業で行うことが一般的です。これに対し当社では、3Dデータに基づき最終的な目標形状を見据えた設計を行っているため、医療機関において治療期間中のヘルメットの調整を容易に行うことができます。これにより、医療機関は専門の技術者を確保することなく、ヘルメット治療を導入することが可能です。

B.治療費用

自社一貫生産による製造コストの削減により、患者が負担する治療費用（税込）は30～35万円前後と、主な競合他社の40～60万円前後に比べて低い水準となっております（注）。

C.治療管理

第１　企業の概況　３　事業の内容　（２）事業概要　①メディカルプロダクト領域　（E）医療機関向けシステム「ヘルメット治療管理プラットフォーム」及び患者向けのアプリ「ヘルメット治療記録アプリ」に記載のとおり、医療機関が患者情報や治療経過を一元管理できる「ヘルメット治療管理プラットフォーム」と、これと連動して保護者が装着時間の記録や治療の進捗を確認できる「ヘルメット治療記録アプリ」を提供しております。これにより、医療機関・保護者・当社が常に同一のデータを参照できる環境を整えております。

国内市場では、全都道府県への導入を目標に掲げ、取扱医療機関の拡大や保護者向け情報発信の強化を通じて、当社製品の認知度向上と、さらなる市場シェア拡大を図ってまいります。特に、人口増加が見込まれるベッドタウン地域や、当社製品が未導入の空白地域（潜在需要地域）への展開を積極的に推進することで、新規需要の獲得と地域偏在の解消を図り、全国規模での普及基盤を強化してまいります。あわせて、海外市場では、アジアを中心とする海外展開を検討しております。現時点では、2026年７月に医療機器認証を取得した韓国における販売の実現に取り組み、将来的な事業領域の拡大及び持続的な成長を目指してまいります。

（注）競合他社の取扱医療機関数及び治療費用は、各社の公表情報に基づく当社調べ（2026年９月末時点）であります。

［「ベビーバンド」の導入状況（2026年９月末時点）及び製品デザイン］





［国内市場規模］

潜在市場規模は約900億円、医療機関への導入率は約1.5%と、拡大余地は大きい

毎年生まれる赤ちゃん（67万人）のうち、約3割が対象（中等症以上がヘルメット治療対象）



小児科、脳神経外科、形成外科等が主な導入対象



※1：Miyabayashi et al. (2022) "Reference values for cranial morphology based on three-dimensional scan analysis in 1-month-old healthy infants in Japan."Neurol Med Chir (Tokyo), 62(5), 246–253。
※2：1個50万円換算　※3：厚生労働省医療施設（静態・動態）調査。小児科、脳神経外科、形成外科を合算（重複あり）　※4：ヘルメット治療が可能な国内医療機関（他社製品含む。当社調べ）

②「QMSmart」の次世代収益柱としての育成

クラウド型eQMS「QMSmart」につきましては、前期のサービス提供開始を経て、当期を本格的な事業拡大期と位置付け、事業基盤の早期確立に向けて取り組んでおります。具体的には、顧客ニーズを踏まえた各種機能の拡充・改善を継続的に進めるとともに、顧客数の増加に対応するため、専任人員の拡充及び育成等を通じて、利用方法に関する問い合わせや各種相談への対応体制を強化し、カスタマーサポート機能の充実を図っております。

また、マーケティング活動を強化し、eQMS市場における「QMSmart」の認知度向上及び見込み顧客の獲得を図ってまいります。具体的には、QMS・薬事の専門情報ポータルサイト「薬事情報ナビ」を通じた情報発信やウェビナーの開催により実務担当者との接点を拡大し、「QMSmart」への関心喚起及び導入検討につなげるとともに、展示会出展や営業活動を積極的に展開することで、受注件数及び売上高の拡大を推進してまいります。

中長期的には、当社における第二の収益の柱として位置付けており、eQMSの新規導入を検討する中小企業から、既存システムの移行を求める大手企業まで幅広い顧客層への普及を推進してまいります。

導入実績（一部）



③新たな製品・サービスの創出

メディカルプロダクト領域及びメディカルAX領域で培った技術的知見、医療機関とのネットワーク、品質管理に関するノウハウは、新たな製品・サービスの創出においても大きな強みとなります。当社は、研究開発体制の強化を通じて市場や医療業界のニーズを汲み取り、革新的な製品やサービスを創出してまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、事業の持続的な成長を実現するため、主な財務活動上の経営指標として、売上高成長率及び経常利益率、自己資本比率、ROE（自己資本利益率）を重視しております。また、事業活動の状況を測る指標として、メディカルプロダクト領域においては取扱医療機関数と販売個数をKPIとしております。メディカルAX領域については、2025年７月にサービス提供を開始して間もなく、当事業年度における売上高に占める割合が僅少であることから、今後の事業規模の拡大に応じて設定を検討してまいります。

	2025年５月期	2026年５月期
売上高成長率（%）	156.3	57.0
経常利益率（%）	18.3	23.0
自己資本比率（%）	60.7	65.7
ROE（自己資本利益率）（%）	43.9	44.8

［メディカルプロダクト領域］

メディカルプロダクト領域のKPIである取扱医療機関数は、各事業年度末時点において「ベビーバンド」による治療を提供している医療機関の数であり、販売個数は、各事業年度に医療機関へ販売した「ベビーバンド」の個数であります。メディカルプロダクト領域の売上高は、販売個数と販売単価により構成され、販売個数は取扱医療機関数により増減することから、事業の拡大状況を把握するための指標として、これらをKPIとしております。なお、いずれも件数を集計したものであり、算出にあたって特段の調整は行っておりません。

	2025年５月期	2026年５月期
取扱医療機関数（施設）	163	276
販売個数（個）	4,349	6,774

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

①優秀な人材の確保及び育成

今後の一層の事業拡大及び収益基盤の確立に当たり、優秀な人材の確保及び育成が重要と考えております。当社パーパスに共感する優秀な人材を適時採用するとともに、各種研修等の人材育成制度を充実させることによって、既存社員の能力及びスキルの向上を図り、企業と人材がともに成長できる体制の整備・維持・改善を積極的に推進してまいります。

②サービスの強化

当社は、メディカルプロダクト領域においては製品の改良を通じた治療効果の向上に、メディカルAX領域においては顧客ニーズを踏まえた機能拡充に、各々取り組んでおります。両領域における競争優位なサービスの構築を図るため、顧客との連携に積極的に取り組み、業務の標準化、社内システムの改善等を適宜進めてまいります。

③テクノロジーの強化

当社が展開するメディカルプロダクト領域では設計・製造プロセスが、メディカルAX領域ではAI技術やクラウド基盤が、それぞれ重要な役割を果たしております。当社が事業を継続的に拡大していくためには、様々な新技術に適時に対応し、その活用を進めることが必要であることから、研究開発への取り組みを継続的に実施し、技術基盤の強化に努めてまいります。

④データの蓄積・活用

メディカルプロダクト領域においては、医療機関等との連携による治療・診療等の実績データの蓄積・エビデンスの確保が、学会やセミナー等での展開やアカデミア・医師等との協働推進に向けて必要不可欠であると認識しております。メディカルAX領域においては、顧客の利用データやフィードバックの蓄積がプロダクトの改善及び新機能開発の基盤となります。当社では、両領域におけるデータ蓄積・活用を重要な経営課題と認識するとともに、その手法についても強化、改善してまいります。

⑤情報管理体制の強化

当社は、顧客や医療機関へのサービス提供において、様々なデータやユーザーに関する情報を取り扱う可能性があり、その情報管理を徹底することが信頼確保の観点から重要であると考えております。国際規格である情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC 27001を取得済みであり、継続的な運用と維持、情報管理規程に基づく運用の実施、役職員への定期的な教育、物理的・技術的対策への必要経費の確保により、情報管理体制を強化してまいります。

⑥内部管理体制の強化

当社は未だ成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であることを認識しております。引き続き、管理部門の強化を推進し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことで、経営の公正性・透明性を確保し、リスク管理の徹底や業務の効率化を図ってまいります。

⑦財務上の課題

現状においては、安定的に利益を計上しており、事業継続に支障をきたすような財務上の課題は認識しておりません。今後、資金需要が生じた場合は自己資金を充当する方針でありますが、自己資金で賄えない部分については金融機関からの借入を優先的に検討いたします。引き続き、手元資金の流動性確保、金融機関との良好な取引関係を維持し、財務基盤の強化に取り組んでまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、サステナビリティに関連するリスク及び機会を監視・管理するため、取締役会を中心としたガバナンス体制を構築しております。

取締役会は、基本方針の決定及び取組状況の監督を行っております。これらの事項については、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会において認識・評価され、重要な事項については取締役会に報告される体制となっております。

当社は、ガバナンス体制のさらなる強化に向けて、定期的な報告体制の構築等、監督機能の充実を図ってまいります。なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細については「第４　提出会社の状況　４　コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。

(2) 戦略

当社は、サステナビリティに関する取組のうち、特に①人材確保及び長期的な雇用の継続並びに②ユーザーのプライバシー保護に関する取組を、経営上重要な戦略として位置付けております。

①人材確保及び長期的な雇用の継続

労働市場の流動化や働き方の多様化により、人材確保・定着が経営上のリスクとなる一方、魅力的な職場環境の構築は重要な差別化要因になると認識しております。

人材の採用については、従業員が事業の成長を支える重要な存在と位置付け、性別、国籍、新卒・中途等の区別なく、経験、能力及び多様な価値観を有する人材を積極的に採用しております。

人材育成については、従業員の成長が企業の持続的成長の源泉であるとの考えのもと、専門性向上に向けた支援を行っております。公正かつ透明性の高い人事評価制度を運用し、従業員の成長と貢献を適切に評価することで、モチベーションの向上と継続的な能力開発を促進しております。

社内環境整備については、多様な人材がワークライフバランスを実現しつつ最大限の能力を発揮できる職場づくりを進めております。具体的には、リモートワーク制度の実施、電子帳簿保存法への対応を含むペーパーレス化の推進、男女問わず育児休業を取得しやすい環境の整備等に取り組んでおります。また、コンプライアンス研修やコンプライアンス管理体制の整備を通じてハラスメント防止策を講じる等、全ての従業員が安心して働ける就業環境を整備しております。

以上の取組により、短期的には人材の確保・定着を図り、中長期的には働きがいのある職場を実現し、持続的な企業価値向上を目指してまいります。

②ユーザーのプライバシー保護

当社は、乳児の頭部形状の計測データや顧客企業の品質管理に関する情報を取り扱っており、情報の漏えい等は信頼の毀損につながるリスクである一方、高い水準の情報保護体制の構築は、取扱医療機関の拡大及びクラウドサービスの導入促進につながる機会になると認識しております。

「情報セキュリティ方針」、「情報管理規程」及び「個人情報管理規程」を定め、情報セキュリティ委員会において運用状況を管理するとともに、情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC 27001の認証を取得しております。なお、医療機関との間でやり取りする情報は治療に必要な範囲に限定しており、患者を直接識別できる氏名・住所等の情報は取得しない運用としております。

(3) リスク管理

当社は、サステナビリティに関連するものを含め、各部門において必要に応じてリスク及び機会を抽出し、頻度及び影響度の観点から評価し、重要性に応じて対応（回避・低減・移転・受容）を検討しております。これらの評価及び対応については、原則として四半期毎に開催されるリスク・コンプライアンス委員会へ報告され、モニタリングされる体制となっております。

また、人事面においては、就業規則、賃金規程、人事評価規程等の社内規程を整備し、公正かつ客観的な評価を行うように定めております。

(4) 指標及び目標

当社は、本書提出日現在において、「(2) 戦略」に記載した従業員の定着率向上に向けた人材採用・育成及び社内環境整備に関し、具体的な指標及び当該指標を用いた目標を定めておりません。これは、当社が中長期的な成長を実現するうえで、採用・育成及び社内環境の整備が重要であると認識しているものの、現時点では組織

体制の変化が著しく、具体的かつ合理的な指標及び目標を設定することが困難であるためです。
　なお、今後の経営環境や事業の進展状況を踏まえ、継続的な改善を目指していくとともに、定量的な数値指標や目標の設定要否についても引き続き検討してまいります。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示をしております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社の株式に関する投資判断は、本項及び本書の本項以外の記載内容も併せて慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項につきましては、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性がある全てのリスクを網羅するものではありません。

また、当社ではリスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的としたリスク・コンプライアンス管理規程を設けており、内部通報規程と合わせてこれら規程の遵守のために、リスク・コンプライアンス委員会を設けております。詳細は「第４　提出会社の状況　４　コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。

（１）事業環境に関するリスク

①業界及び競合他社について（発生可能性：低、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：中）

現在、当社は乳児向けに頭蓋形状矯正ヘルメットを提供し、当該製品を利用した治療件数は、国内外での有効臨床データの発表や治療方法の認知度の高まりを背景に増加してきております。当社では今後もこの傾向が継続すると認識しております。しかしながら、頭蓋形状矯正ヘルメット治療の市場は、まだ黎明期であり不確実性が高い状況にあります。今後の法令諸規則の制定・変更や治療効果等の動向によっては、医療機関における治療件数の増加が鈍化する可能性があり、その場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社製品は自由診療として医療機関を通じて患者に提供されておりますが、将来的に当該治療が保険診療の対象となった場合、診療報酬の改定等に伴い、当社から医療機関への販売単価の引き下げが生じる可能性があります。加えて、頭蓋形状矯正ヘルメット治療は今後さらなる拡大が見込まれることから、新規企業による市場参入に伴い販売単価の引き下げ圧力が生じる可能性があります。このような要因により、当社の事業や経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②少子化及び治療率の動向について（発生可能性：中、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：小）

当社のメディカルプロダクト領域の主力製品である頭蓋形状矯正ヘルメット「ベビーバンド」は、主に月齢の低い乳児を対象としております。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和５年推計）」の出生中位・死亡中位仮定においては、令和22年（2040年）の出生数を約72万人と推計しておりますが、厚生労働省の「人口動態統計」によると、令和７年（2025年）の出生数は既に67万１千人にとどまっており、２年連続で70万人を下回っております。一方で、中等度以上の頭蓋変形を有する乳児は国内に約18万人存在すると推計されるのに対し、実際にヘルメット治療を受けている乳児は年間約１万人にとどまっており、ヘルメット治療の治療率（治療対象となる乳児のうち実際に治療を受ける乳児の割合）は依然として低い水準にあります。当社は、取扱医療機関の拡大や治療に関する認知の向上等により治療率が上昇することで、出生数の減少による影響を吸収し、販売個数を拡大できるものと見込んでおります。しかしながら、出生数が想定を上回って減少した場合や、治療率が想定どおりに上昇しない場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③技術革新への対応について（発生可能性：中、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：中）

当社が属する医療機器業界や頭蓋形状矯正ヘルメットの製造技術は、国内外を問わず研究開発が進められており、その結果、常に新しい技術が生み出され、その技術がサービスの一部として提供されております。当社事業における競争力の源泉は技術力であるため、最新技術の収集及び優秀な人材確保に努めてまいりますが、急速な技術革新への対応が遅れた場合、新規契約が伸びず、また既存顧客の解約が発生することにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（２）事業内容及び事業運営体制に関するリスク

①頭蓋形状矯正ヘルメット治療について（発生可能性：低、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：大）

頭蓋形状矯正ヘルメットによる治療は、1970年代に米国で研究・開発が始まり欧米を中心に普及したものの、国内では2018年に初めて医療機器製造販売承認がなされた比較的新しい治療領域であり、市場は依然として黎明期にあります。当社製品「ベビーバンド」は2022年４月に同承認を取得しております。ヘルメット治療による頭蓋形状の改善効果は国内の研究において報告されている一方、装着に伴い皮膚に赤み等が生じる場合があることも報告されております。また、位置的頭蓋変形症と発達遅滞等の合併症との関連について研究が進められているものの、これらが頭蓋変形症に直接起因するかは明確になっておらず、治療効果に関する研究の蓄積も途上にあ

ります。当社は、学会・研究会への参加、国内外の学術文献の調査等により、最新の研究動向の把握に努めており、現時点においてヘルメット治療の有効性等に疑義が生じている状況にはないと認識しております。しかしながら、今後の研究の進展等によりヘルメット治療の有効性等に関する評価が変化した場合には、治療を選択する患者や取扱医療機関が減少し、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②特定製品への依存について（発生可能性：低、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：中）

当社は、売上高全体に占める頭蓋形状矯正ヘルメットの構成比が高く、売上高に占める割合は９割超（2026年９月末時点）となっております。当社は「QMSmart」の拡大により、特定の製品への依存を低減させるよう努めております。しかしながら、競合他社による魅力的な製品の出現による顧客の減少や市場環境の変化等により、主力製品の売上高が減少した場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③業績の変動について（発生可能性：中、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：中）

当社は成長段階にあり、事業規模が相対的に小さいことから、個別の要因が経営成績に与える影響が大きい状況にあります。特に、売上高の９割超を占める頭蓋形状矯正ヘルメット「ベビーバンド」の販売においては、年末年始・ゴールデンウィーク・お盆等の医療機関の休業期間における発注数の減少、冬季のインフルエンザワクチン対応等による医療機関の繁忙、夏季の猛暑や長期休暇に伴う通院頻度の低下等の季節的な要因により、四半期ごとの売上高が変動する傾向があります。また、自由診療であることから経済環境や消費者心理の変化が需要に影響を及ぼす可能性があります。当社は、取扱医療機関の拡充による収益基盤の安定化や収益源の多様化等に取り組んでおりますが、上記の要因により当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④新規事業クラウド型eQMS「QMSmart」について（発生可能性：中、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：小）

当社は、2025年７月よりクラウド型eQMS「QMSmart」のサービス提供を開始しております。同サービスは提供開始から間もない段階にあり、顧客基盤の構築途上にあります。eQMS市場においては海外大手ベンダーが先行しており、今後国内市場においても競合が激化する可能性があります。さらにSaaS型ビジネスモデルの特性上、顧客獲得から収益化までに一定の期間を要するため、先行投資が当面の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社は、医療機器メーカーとしての実務経験に基づく製品優位性と、低コスト・手厚いサポートによる差別化を図っておりますが、計画どおりに顧客獲得が進まない場合、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤製造体制及び品質管理について（発生可能性：低、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：中）

当社では、医療機関への製品提供に伴い、QMS及び品質マネジメントシステムISO 13485のルールに則り品質マニュアルを定め、製品毎のリスクマネジメント及び教育、社内外の監査、苦情処理、是正措置、購買先管理等の規定文書を定めております。さらに、監査による問題の洗い出しや、第三者認証機関における監査を受け、適時、改善を継続的に実施し、かつ市販後調査等により重大な品質問題が発生するリスクの軽減に努めております。このように、関連法令、ガイドライン等に基づき、万全の品質管理体制を敷いて製品の品質確保に取り組んでおりますが、製品に重大な品質問題が発生した場合には、当社レピュテーションへのダメージはもちろんのこと、売上高の減少やコストの増加、法令上の制裁に伴う事業活動の制限等により、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥情報セキュリティ対策の不備について（発生可能性：低、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：大）

当社は、各事業領域においてサービスを提供する上で、情報システムの安定稼働及びセキュリティの確保を重要な課題として認識し、適切な対策を講じるよう努めております。具体的には、情報セキュリティマネジメントシステムの整備を進め、2025年３月にISO/IEC 27001の認証を取得しているほか、情報を機密度に応じて区分したうえでアクセス可能者を限定し、年１回の情報資産及びアクセス権限の棚卸、外部専門機関による脆弱性診断の定期的な実施、役職員に対する定期的な教育を行っております。しかしながら、当社の予測を超える不正アクセス、サイバー攻撃、コンピュータウイルス感染、データの盗難、紛失等、又は情報セキュリティ対策の不備により、情報資産の漏洩、紛失、改竄等が発生した場合、当社への多額の損害賠償請求や認証の取消処分又は罰金等が課される可能性があり、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦システム障害について（発生可能性：低、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：大）

当社の事業では、サービスの安定的な提供を維持するため、外部の提供するクラウドサービス（Amazon Web Services）を通じて当社サービスを提供しております。当社は、外部のクラウドサービスを、地震、落雷、火災

等の災害に対して十分な耐性を有すると判断されるものに限定し、慎重に検討した上で選定しております。しかしながら、自然災害、火災、コンピュータウイルス、通信トラブル、第三者による不正行為、サーバへの過剰負荷、人為的ミス等あらゆる原因によりサーバ及びシステムが正常に稼働できなくなった場合、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社のサービスが停止する可能性があり、これらの理由により当社のサービスが停止した場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は、システムの稼働状況を常時監視する体制を整備するとともに、データのバックアップを定期的に取得し、障害発生時の影響の最小化に努めております。

⑧人材の確保について（発生可能性：低、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：中）

当社は、優秀な人材の確保、育成及び定着は今後の事業拡大のための重要課題であると認識しております。新入社員及び中途入社社員に対する研修の実施をはじめ、リーダー層となる中堅社員への幹部教育を通じ、将来を担う優秀な人材の確保・育成に努め、社内研修等を通じて役職員間のコミュニケーションを図ることで、定着率の向上を図っております。しかしながら、人材確保及び育成が順調に進まず、また、人材の流出が生じた場合には、当社の事業活動に支障が生じ、当社の事業及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑨内部管理体制について（発生可能性：低、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：小）

当社は、今後の事業拡大に対応するため、内部管理体制をさらに強化する必要があると認識しております。今後も人材採用及び育成等により内部管理体制の強化を図っていく方針であります。しかしながら、事業の拡大ペースに応じた内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩特定人物への依存について（発生可能性：低、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：中）

当社の代表取締役社長である中野裕士は、当社の創業者であり、設立以来当社の事業推進において重要な役割を担っております。こうした状況から、当社は特定の人物に依存しない体制を構築するべく、幹部社員への情報共有や権限の委譲によって中野個人への依存度を低減した経営管理組織の整備を進めておりますが、何らかの理由により中野の当社における業務遂行が困難になった場合、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪小規模組織であることについて（発生可能性：中、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：中）

当社の業務執行体制及び経営管理組織は、事業規模に応じた比較的小規模なものとなっており、大企業と比べると、業務の遂行能力は、個々の経験や能力に大きく依存していると考えられます。業務を遂行するために最適と考えられる体制を構築し続けるとともに、今後の事業拡大に伴い積極的な人員の増強、経営管理組織の一層の充実を図る方針であります。しかしながら、当初計画を超えた規模で事業が成長するため体制構築が追い付かない場合や、新たな人材の採用及び育成が順調に進まず、離職者が発生する場合等には、組織的な対応が有効に機能しないことが考えられ、これにより当社の事業及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑫社歴が浅いことについて（発生可能性：低、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：小）

当社は2021年７月に設立され、未だ社歴が浅く成長途上にあります。そのため、期間業績比較を行うために十分な期間の財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。当該リスクへの対応策として、当社は、投資家の投資判断に寄与するよう、財務情報だけでなく、会社の経営方針等の非財務情報もIR情報として積極的に開示していく方針であります。

（３）法務、コンプライアンスに関するリスク

①訴訟について（発生可能性：低、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：小）

当社は、競合事業を営む企業から、当社が同社の保有する特許権を侵害している可能性及び同社の営業秘密を不正に利用等したとして不正競争防止法に違反している可能性等を指摘する旨の書面を受領しております。当社は事実関係について調査し、特許事務所及び複数の法律事務所に見解を求めたところ、調査した事実関係においては、同社主張のような侵害・違反等が認められる可能性は低く、特許法・不正競争防止法等に基づく責任を負う可能性は低いとの意見を受領しております。また、同様の法令違反を疑われることがないよう「リスク・コンプライアンス管理規程」を定め、リスク・コンプライアンス委員会によってリスク管理を実施し、加えて当社役職員への研修を実施しております。このように、当社は同社からの書面受領後に様々な対応を行い、適法性の確認・強化を実施しましたが、同社が訴訟等を提起する可能性は否定できず、事業運営への直接的な影響は限定的であるものの、対応の負担から当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②法規制及び許認可等について（発生可能性：低、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：中）

当社の主要な事業である乳児用の頭蓋形状矯正ヘルメット「ベビーバンド」の製造販売は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「薬機法」という。）に基づく以下の許認可等を前提としております。

取得年月日	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限	法令違反の要件及び主な許認可取消事由
2022年４月11日	医療機器製造販売承認	厚生労働大臣	ベビーバンドに関する医療機器の製造販売承認	－	薬機法違反（効能、効果又は性能を有すると認められない等）
2022年11月１日	医療機器製造販売承認	厚生労働大臣	ベビーバンド２に関する医療機器の製造販売承認	－	薬機法違反（効能、効果又は性能を有すると認められない等）
2023年３月29日	医療機器製造販売承認	厚生労働大臣	ベビーバンド３に関する医療機器の製造販売承認	－	薬機法違反（効能、効果又は性能を有すると認められない等）
2022年１月６日	第二種医療機器製造販売業許可	東京都	第二種医療機器製造販売業者としての許可	2027年１月５日	薬機法、QMS省令違反（製造管理及び品質管理の不備等）
2023年12月７日	医療機器製造業登録証	東京都	現本社の製造所登録	2028年12月６日	薬機法、QMS省令違反（製造管理及び品質管理の不備等）

現時点において、当社はこれらの許認可等の取消事由に該当する事実はないと認識しており、その継続に支障をきたす要因は生じておりません。しかしながら、将来、何らかの理由によりこれらの許認可等が取り消された場合や更新が認められなかった場合には、当社の主要な事業活動に支障をきたし、当社の事業及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は薬機法のほか、「個人情報の保護に関する法律」等の法規制を受けております。これらの法規制が改正・強化された場合や新たな法規制が制定された場合、あるいはこれらの法規制を遵守できなかった場合には、追加的な対応や事業上の制約が生じ、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社はこれらのリスクへの対応策として、関係官庁や学会の情報を注視するとともに、日本医療機器工業会に加入し、薬機法、QMS省令等の改正、行政通知及び業界の自主基準に関する情報を早期に入手しております。あわせて、説明会・研修会への参加を通じて規制動向の把握に努めております。また、全社的な内部監査に加え、医療機器の品質マネジメントシステム（ISO 13485）及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）に係る内部監査を実施し、法規制への適合性を定期的に確認しております。さらに、当社が提供するクラウド型eQMS「QMSmart」のAIによる規制適合性チェック機能を自社の品質管理業務にも活用し、法規制への対応の迅速化と精度向上を図っております。

③個人情報の取扱いについて（発生可能性：低、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：大）

当社は、事業を推進していく中で、顧客の個人情報や取引先企業の秘密情報等の情報資産を扱う機会があります。当社では、情報セキュリティに関する規程の策定や役職員に対する定期的な教育の実施、コンピュータ等の情報機器やネットワーク等の情報通信設備に対するセキュリティ管理の徹底、外部委託先との秘密保持契約の締結等を行い、当社からの情報漏洩を未然に防ぐ措置を講じております。しかしながら、役職員及び外部委託先の過誤、自然災害の発生等によりこれらの情報資産が外部に流出した場合、これらに起因して損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起される可能性があり、その訴訟の内容及び結果や損害賠償の金額によっては、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④知的財産権等について（発生可能性：低、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：中）

当社は、提供する各種サービスに係る特許権を取得しており、今後も積極的に知的財産権の保護に努めるとと

もに、当社の役職員による第三者の知的財産権の侵害が発生しないよう、啓蒙活動及び社内管理体制の強化に取り組んでおります。また、提供する各種サービスが第三者の知的財産権を侵害していないか外部の専門家と連携し、可能な範囲で調査を実施しております。しかしながら、第三者の知的財産権の状況を正確に調査・把握することは困難であり、知的財産権侵害とされた場合、その訴訟の内容及び結果や損害賠償の金額によっては、当社の事業及び経営成績や社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

⑤レピュテーションリスクについて（発生可能性：中、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：中）

当社は、当社のブランドイメージや社会的信用を維持・向上させることが、当社製品を利用する医療関係者や患者との関係において、重要と考えております。しかしながら、マスコミ報道やソーシャルメディアの書き込み等において、当社に対する否定的な風評が発生し流布した場合等には、当社のブランドイメージや社会的信用が低下し、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクの対応策として、当社のレピュテーションに影響を及ぼす問題が発生した場合の適切なメディア対応や不適切な投稿に備え、各対応プロセスを明確化しております。

（4）その他リスク

①資金使途について（発生可能性：低、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：小）

今回計画している公募増資による調達資金の使途につきましては、事業推進人材の採用関連費用、広告宣伝費、本社オフィスの増床に伴う家賃及び借入金の返済に充当する予定であります。しかしながら、今後の経営環境等の変化により、当初計画に沿って資金を充当した場合であっても、想定した成果や投資効果が得られない可能性があります。また、当社は当初計画に基づく資金充当を予定しておりますが、事業環境の変化その他の事情により資金使途を変更する場合には、その内容を適切に開示いたします。

②ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について（発生可能性：高、発生する可能性がある期間：各新株予約権発行後から10年の間、影響度：小）

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権（ストック・オプション）を付与しております。これらの新株予約権が行使された場合、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社の１株当たりの株式価値が希薄化することになり、将来における株価へ影響を及ぼす可能性があります。また、当社では今後も新株予約権の付与を行う可能性があり、この場合、さらに１株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。新株予約権の付与にあたっては、過度な希薄化が生じないよう、付与の対象者及び付与数を取締役会において決定しております。加えて、新株予約権の行使には、行使時において当社の役員又は従業員の地位にあることを条件とし、退任者及び退職者による行使を制限しております。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は391,200株（発行済株式総数4,100,000株の9.5%）であり、当社は今後もストック・オプション制度を活用していく方針であります。

③ベンチャーキャピタル等による当社株式売却について（発生可能性：中、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：小）

本書提出日現在における当社の発行済株式総数のうち、投資事業有限責任組合等の投資を業とする企業体（以下「ベンチャーキャピタル等」という。）が保有している当社株式の割合は9.76%であります。当社の株式公開後に、当社の株式を保有しておりますベンチャーキャピタル等が、市場において当該株式を売却することが想定されますが、当該株式の売却によって、当社株式に関する市場の需給バランスが崩れることにより、当社株式の市場価格が低下する可能性があります。

④配当政策について（発生可能性：低、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：小）

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しておりますが、現段階では、事業拡大のための投資及び財務基盤の強化が最優先の課題であると認識しており、そのバランスを見極めながら、必要な内部留保を確保し安定した配当ができる体制が整った後に継続的に実施していくことを基本方針としております。なお、現時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

⑤自然災害等について（発生可能性：低、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：大）

当社又は取引先医療機関等が事業活動を行っている地域において、自然災害等が発生した場合、それらの施設及び設備等に被害があり、その一部又は全部の稼働が中断し、サービス提供に支障をきたす可能性があります。また、損害を被った設備等の修復のために多額の費用が発生し、当社の事業及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。特に、現在懸念されている気候変動に伴う台風、洪水等の頻発・深刻化や、地震等の大規模自然災害が発生した場合には、当社又は取引先医療機関に大きな影響を与え、当社の事業及び経営成績に影響を

及ぼす可能性があります。また、当社は、本社及び製造所が東京都内の同一拠点にあることから、当該地域における大規模自然災害の発生により、製造活動が中断する可能性があります。当該リスクへの対応策として、安否確認体制の整備、重要データのクラウド上での保管及び製造に必要な原材料の一定量の在庫確保に努めるとともに、被災時における代替製造手段の確保について検討を進めております。

⑥感染症等の拡大について（発生可能性：低、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：小）

感染症等の拡大により、当社従業員や取引先医療機関において感染者が発生し、当社又は取引先医療機関の事業活動を縮小する事態が生じた場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社では、従業員及び取引先をはじめとするステークホルダーの感染拡大防止を最優先事項とし、取締役会をはじめとした意思決定機関において、迅速な状況把握及び感染防止に向けた対応策の策定を実施し、リモートワークへの移行等、事業継続に必要な措置を速やかに導入する体制を整えております。

⑦国際情勢の変動について（発生可能性：中、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：中）

近年の国際情勢の不安定化（中東情勢の緊迫化等）に伴い、原油価格の高騰やエネルギーコストの上昇、為替変動、世界的なインフレの再燃等が懸念されております。当社の事業においては、頭蓋形状矯正ヘルメットの製造に必要な原材料費やエネルギーコストの上昇、物価上昇に伴う消費者心理の冷え込みによる自由診療需要への影響等が生じる可能性があります。また、このような国際情勢の不安定化が長期化した場合、当社が計画するアジアを中心とした海外展開にも影響を及ぼす可能性があります。当社は、原材料の安定調達に向けた複数の調達先の確保や製造コストの低減に継続的に取り組んでおりますが、国際情勢の動向によっては、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧上場維持基準について（発生可能性：低、発生する可能性がある期間：特定時期なし、影響度：小）

当社の時価総額は、株式会社東京証券取引所が定めるグロース市場の上場維持基準を下回って推移する可能性があります。

当社は、継続的な売上高の成長及び利益の拡大を重視しており、これらを通じて企業価値の向上を目指しております。一方で、当社株式の市場評価は、経営成績のほか市況等の様々な要因により変動するものであり、当社としては、あらゆる状況の中でも、当社株式の流動性を損なうことを回避するため、当社株式の市場における評価を注視し、M&A等の事業拡大の検討を含めた幅広い選択肢をもって、上場維持に努めていく方針であります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態の状況

第５期事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

（資産）

当事業年度末における流動資産は674,451千円となり、前事業年度末に比べ292,655千円増加いたしました。これは主に、売上が順調に拡大した結果、現金及び預金が229,166千円、売掛金が52,277千円増加したことによるものであります。固定資産は255,757千円となり、前事業年度末に比べ1,123千円減少いたしました。これは主に、繰延税金資産の増加により投資その他の資産が8,757千円増加したものの、有形固定資産が減価償却等に伴い9,881千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、930,209千円となり、前事業年度末に比べ291,531千円増加いたしました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は253,865千円となり、前事業年度末に比べ75,541千円増加いたしました。これは主に、課税所得の増加に伴い未払法人税等が55,563千円、賞与引当金が11,000千円増加したことによるものであります。固定負債は65,048千円となり、前事業年度末に比べ7,576千円減少いたしました。これは主に、長期借入金が6,996千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、318,913千円となり、前事業年度末に比べ67,964千円増加いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は611,295千円となり、前事業年度末に比べ223,566千円増加いたしました。これは主に、当期純利益の計上により利益剰余金が223,566千円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は65.7％（前事業年度末は60.7％）となりました。

第６期第１四半期累計期間（自　2026年６月１日　至　2026年８月31日）

（資産）

当第１四半期会計期間末における流動資産は636,493千円となり、前事業年度末に比べ37,958千円減少いたしました。これは主に、売上増加に伴い原材料及び貯蔵品が9,941千円、売掛金が7,421千円増加した一方で、法人税等の納付及び本社オフィス増床に伴う敷金の差入れにより現金及び預金が50,609千円減少したことによるものであります。固定資産は282,385千円となり、前事業年度末に比べ26,628千円増加いたしました。これは主に、本社オフィス増床に伴い敷金が35,232千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、918,879千円となり、前事業年度末に比べ11,329千円減少いたしました。

（負債）

当第１四半期会計期間末における流動負債は176,523千円となり、前事業年度末に比べ77,341千円減少いたしました。これは主に、未払法人税等が63,099千円減少したことによるものであります。固定負債は63,148千円となり、前事業年度末に比べ1,900千円減少いたしました。これは主に、長期借入金が1,749千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は239,672千円となり、前事業年度末に比べ79,241千円減少いたしました。

（純資産）

当第１四半期会計期間末の純資産は679,206千円となり、前事業年度末に比べ67,911千円増加いたしました。これは、四半期純利益の計上により利益剰余金が67,911千円増加したことによるものであります。

②経営成績の状況

第５期事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方、継続的な物価上昇や原材料・エネルギー価格の高止まり、米国の通商政策の影響や地政学的リスクの長期化等、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社は「テクノロジーで医療格差を０にする」を経営理念に掲げ、「あらゆる人が必要な時に必要な医療を受けられる社会を実現する」をパーパスとして、事業を展開しております。

当社は、メディカルイノベーション事業の単一セグメントのもと、メディカルプロダクト領域及びメディカルAX領域の２つの領域で製品・サービスを展開しており、当事業年度の各領域における取り組みは、以下のとおりであります。

・メディカルプロダクト領域

メディカルプロダクト領域では、医療機器の製造・販売を行っております。開発、製造、販売、治療管理を自社内で一貫する体制を構築しており、現在の主力製品は、乳児の頭蓋形状矯正を目的とした医療機器である頭蓋形状矯正ヘルメット「ベビーバンド」であります。

日本国内では、「第１　企業の概況　３　事業の内容」に記載のとおり、近年、年間約67万人の新生児が誕生しておりますが、調査によれば、生後１か月時点で既に頭蓋変形を持つ乳児が多数存在しております。正常な形状を保つ乳児が47.7%であるのに対し、軽度の変形が26.1%、中等度以上の変形が26.2%を占めており（注１）、ヘルメット治療の対象となる中等度以上の頭蓋変形を持つ乳児は約18万人に上ります。しかしながら、現在ヘルメット治療を受けている乳児は年間約１万人にとどまっており、治療費の負担、対応可能な医療機関の不足、治療の認知度の低さ等の課題により、潜在的な治療対象者数と実際の市場規模には大きな乖離が存在しております。

このような環境の下、当事業年度におきましては、当領域の主力製品である「ベビーバンド」の認知度向上と普及拡大に注力いたしました。具体的には、各種医学会におけるセミナー開催や展示出展を通じた医療従事者への啓発活動を継続的に行うとともに、取扱医療機関を対象とした勉強会を開催し、ヘルメット治療に関する最新の知見や臨床事例の共有を通じて、治療品質の向上と標準化に取り組みました。また、「ベビーバンド」は、特定非営利活動法人キッズデザイン協議会が主催する第19回キッズデザイン賞において「子どもたちを産み育てやすいデザイン部門」を受賞したほか、インフォーマ マーケッツ ジャパン株式会社が主催する第14回Medtecイノベーション大賞において「ウェルビーイング賞」を受賞いたしました。さらに、治療を支える仕組みの強化として、患者向け「ヘルメット治療記録アプリ」について、画面の表示や操作性を改善する等、利便性を向上させるとともに、医療機関向け「ヘルメット治療管理プラットフォーム」の大幅なリニューアルを実施いたしました。

これらの取り組みの結果、取扱医療機関数は前事業年度末の163施設から276施設へと大幅に増加し、国内の頭蓋形状矯正ヘルメット業界において最多（当社調べ）となり、全国41都道府県での治療提供が可能となりました。

（注１）Miyabayashi H,Nagano N et al.Neurol Med Chir,2022

・メディカルAX領域

メディカルAX領域では、医療関連製品・サービスの提供にあたって必要となるプロセスを効率化するサービスの開発・提供を行っております。製品の品質を一定の水準で安定的に確保し、継続的に改善するために、組織の業務プロセスを体系的に管理する仕組み（以下「QMS」という。）の効率化に着目したサービスを提供しており、現在の主力サービスは、QMS業務をAI支援で効率化するクラウド型eQMS「QMSmart」であります。

「QMSmart」は、AI機能を組み合わせることで、文書管理、品質イベント管理、教育訓練等のQMS業務の工数を大幅に削減できる点が特徴であります。当事業年度におきましては、2025年７月より、医療機器・医薬品メーカー向けに「QMSmart」の提供を開始いたしました。導入促進への活動として医療機器及び医薬品メーカー向けの展示会への出展に加え、QMSの構築・運用に関する専門家を招いたオンラインセミナーを定期的に開催し、QMS・薬事に関する情報提供に努めました。これらの取り組みの結果、複数の企業からお問い合わせをいただき、受注数は着実に増加しております。なお、当領域では、QMS・薬事に関する専門情報ポータルサイト「薬事情報ナビ」を運営しており、同サイトを通じてQMS業務に課題を抱える企業との接点を創出し、「QMSmart」の認知拡大及び見込み顧客の獲得につなげております。

この結果、当事業年度の業績は、売上高1,369,588千円（前事業年度比57.0%増）、営業利益310,381千円（同97.0%増）、経常利益314,423千円（同96.6%増）、当期純利益223,566千円（同60.1%増）となりました。

なお、当社はメディカルイノベーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第６期第１四半期累計期間（自　2026年６月１日　至　2026年８月31日）

当第１四半期累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善に支えられ、緩やかな回復傾向で推移しました。一方、継続的な物価上昇による影響に加え、為替市場の動向や中東情勢による原材料・エネルギー価格の高騰等、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社は「テクノロジーで医療格差を０にする」を経営理念に掲げ、「あらゆる人が必要な時に必要な医療を受けられる社会を実現する」をパーパスとして、事業を展開しております。

当社の事業は、メディカルイノベーション事業の単一セグメントのもと、医療機器の製造・販売を行うメディカルプロダクト領域、医療関連製品・サービスの提供にあたって必要となるプロセスを効率化するサービスを提供するメディカルAX領域の２つの領域で構成されております。

メディカルプロダクト領域における取扱医療機関数は、前事業年度末の276施設から318施設に増加し、新たに佐賀県の医療機関において当社製品によるヘルメット治療が導入され、全国42都道府県にて治療提供が可能となりました。当第１四半期累計期間においては、乳幼児健診や日常診療において、赤ちゃんの頭のかたちに関する相談に対応する医師を対象に、診療に役立つ実践的な知見を共有することを目的として、頭のかたち診療実践研究会が主催する第１回研究会に、当社は共催として参画いたしました。全国から医師170名以上が参加し、参加者からは日常診療に役立つ内容として高い評価が得られました。また、学会・展示会等においても「ベビーバンド」のブース出展やセミナーの共催を行い、医療従事者への情報提供に取り組みました。

メディカルAX領域においては、2025年７月より提供を開始した医療機器及び医薬品メーカー向けのクラウド型eQMS「QMSmart」について、AIチャット機能を備える大型アップデートを実施いたしました。QMSの実務では、規程の該当箇所の確認や過去の類似事例の参照に多くの時間を要し、原因分析の深さも担当者の経験に左右されやすいという業界全体の課題があります。本機能は、チャット形式でAIへ依頼することで、「QMSmart」内に蓄積されたデータをもとに、規程や過去事例の照会から、手順書・記録類の作成までを行うことができ、QMS業務の効率化を支援するものであります。また、知名度向上のため各種展示会に出展しており、その活動の中で「QMSmart」は、一般社団法人 日本医療機器学会が主催する「第101回日本医療機器学会大会 メディカルショージャパン＆ビジネスエキスポ2026」において「最高大賞」を受賞いたしました。これらの取り組みを通じて、「QMSmart」の導入企業の獲得を図っております。

この結果、当第１四半期累計期間の業績は、売上高391,876千円、営業利益97,213千円、経常利益98,756千円、四半期純利益67,911千円となりました。

なお、当社はメディカルイノベーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

③キャッシュ・フローの状況

第５期事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は前事業年度末に比べ229,166千円増加し492,640千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの原因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、301,001千円の収入（前年同期は246,607千円の収入）となりました。これは主に、減少要因として売上債権の増加額52,277千円等があった一方で、増加要因として税引前当期純利益314,347千円及び減価償却費60,550千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、64,294千円の支出（前年同期は157,640千円の支出）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出64,294千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、7,539千円の支出（前年同期は58,416千円の収入）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出6,996千円によるものであります。

④生産、受注及び販売の実績

ａ．生産実績

当社の生産実績は、販売実績とほぼ一致しておりますので、生産実績に関しては販売実績の項をご参照ください。

ｂ．受注実績

当社の受注実績は、販売実績とほぼ一致しておりますので、受注実績に関しては販売実績の項をご参照ください。

ｃ．販売実績

第５期事業年度及び第６期第１四半期累計期間の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はメディカルイノベーション事業の単一セグメントであるため、事業領域別に記載しております。

事業領域の名称	第５期事業年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）		第６期第１四半期累計期間 （自　2026年６月１日 至　2026年８月31日）
	金額（千円）	前年同期比（％）	金額（千円）
メディカルプロダクト領域	1,358,468	155.7	384,362
メディカルAX領域	11,120	―	7,513
合計	1,369,588	157.0	391,876

（注）１．最近２事業年度及び第６期第１四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10％以上の相手先がないため、記載を省略しております。

２．第５期事業年度において、メディカルプロダクト領域の販売実績に著しい変動がありました。これは、乳児用の頭蓋形状矯正ヘルメット「ベビーバンド」の取扱医療機関数が前事業年度末の163施設から276施設へ増加し、販売個数が増加したことによるものであります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

ａ．財政状態の分析

財政状態の分析については「第２　事業の状況　４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）経営成績等の状況の概要①財政状態の状況」に記載しております。

ｂ．経営成績の分析

第５期事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

（売上高）

当事業年度における売上高は、前事業年度と比べて497,112千円増加し、1,369,588千円（前年同期比57.0％増）となりました。これは、新規医療機関の開拓が好調に推移し、乳児用の頭蓋形状矯正ヘルメット「ベビーバンド」の取扱医療機関数が前事業年度末の163施設から276施設へ増加するとともに、導入地域が41都道府県に拡大した結果、販売個数が増加したことによるものであります。

（売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益）

当事業年度における売上原価は、前事業年度と比べて108,053千円増加し、339,464千円となりました。これは主に、販売個数の増加に対応するための製造人員の増加及びオフィス増床に伴う地代家賃の増加によるものであります。

当事業年度における販売費及び一般管理費は、前事業年度と比べて236,214千円増加し、719,742千円となりました。これは主に、新規取引先の開拓強化に伴い広告宣伝費が63,048千円及び外注費が34,447千円、事業規模の拡大に向けた積極的な人員採用等により人件費が48,845千円増加したことによるものであります。

これらの結果、営業利益は310,381千円（前年同期比97.0％増）となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常利益）
当事業年度における営業外収益は、前事業年度と比べて1,805千円増加し、5,017千円となりました。これは主に、事業規模の拡大に伴う法人カード決済額の増加によりポイント還元収入が575千円、預金残高の増加に伴い受取利息が484千円増加したことによるものであります。営業外費用は、前事業年度と比べて156千円増加し、975千円となりました。これは、長期借入金及びリース債務の支払利息によるものであります。
これらの結果、経常利益は314,423千円（前年同期比96.6%増）となりました。

（特別利益、特別損失、当期純利益）
当事業年度における特別利益の計上はありません。特別損失は、前事業年度と比べて75千円増加し、75千円となりました。これは固定資産除却損によるものであります。この結果、税引前当期純利益314,347千円（前年同期比96.6%増）となりました。また、法人税等を90,781千円計上したことにより、当期純利益は223,566千円（同60.1%増）となりました。

第６期第１四半期累計期間（自　2026年６月１日　至　2026年８月31日）
（売上高）
当第１四半期累計期間における売上高は391,876千円となりました。これは主に、当社の主力製品である乳児用の頭蓋形状矯正ヘルメット「ベビーバンド」の取扱医療機関数が2026年８月末時点で318施設（前事業年度末比42施設増）となり、当該製品の受注及び販売が増加したことによるものであります。

（売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益）
当第１四半期累計期間における売上原価は86,155千円となりました。販売個数の増加に伴い製造費用が増加した一方、製造工程の効率化等により製品１個当たりの製造原価は前事業年度に比べ低下しております。当第１四半期累計期間における販売費及び一般管理費は208,507千円となりました。主な内訳は、人件費54,810千円、広告宣伝費30,812千円及びシステム利用料15,341千円であります。人員体制の強化及び新規取引先の開拓強化に伴う費用を計上しております。
これらの結果、営業利益は97,213千円となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常利益）
当第１四半期累計期間における営業外収益は1,762千円となりました。主な内訳は、借上社宅制度による受取家賃736千円、預金残高に係る受取利息724千円であります。営業外費用は219千円となりました。これは、長期借入金及びリース債務の支払利息によるものであります。
これらの結果、経常利益は98,756千円となりました。

（特別利益、特別損失、四半期純利益）
当第１四半期累計期間における特別利益及び特別損失の計上はありません。この結果、税引前四半期純利益は98,756千円となりました。また、法人税等を30,845千円計上したことにより、四半期純利益は67,911千円となりました。

ｃ．経営成績に重要な影響を与える要因
経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第２　事業の状況　３　事業等のリスク」に記載のとおりであります。

ｄ．経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等
経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第２　事業の状況　１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（4）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおりであります。

ｅ．経営者の問題意識と今後の方針
経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「第２　事業の状況　１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（5）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載のとおりであります。

②キャッシュ・フローの分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報
キャッシュ・フローの分析・検討内容につきましては「第２　事業の状況　４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）経営成績等の状況の概要　③キャッシュ・フローの状況」に記載の

とおりであります。

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。主な資金需要は、頭蓋形状矯正ヘルメットの製造にかかるコスト、販売費及び一般管理費の人件費等の営業活動に係る運転資金、生産能力拡大のための有形固定資産の取得に係る設備資金であります。これらの資金については自己資金にて充当する方針でありますが、必要に応じて、銀行借入等も含め柔軟に検討を行う予定であります。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第５　経理の状況　１　財務諸表等（1）財務諸表　注記事項　（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、会計上の見積りを行っておりますが、見積りの不確実性により、実際の結果がこれら見積りと異なる可能性があります。

５【重要な契約等】

該当事項はありません。

６【研究開発活動】

当社は「あらゆる人が必要な時に必要な医療を受けられる社会を実現する」というパーパスの下、医療分野における新サービスの開発等を行っております。

第５期事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

当事業年度においては、AIを活用して品質管理業務を効率化するクラウド型eQMS「QMSmart」の開発及び乳児の頭の形を測定できる医療機関向け3Dスキャナーの自社開発に取り組みました。

当事業年度における研究開発費の総額は14,084千円であります。

なお、当社はメディカルイノベーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第６期第１四半期累計期間（自　2026年６月１日　至　2026年８月31日）

当第１四半期累計期間においては、クラウド型eQMS「QMSmart」の機能拡充に取り組むとともに、乳児の頭の形を測定できる医療機関向け3Dスキャナーの自社開発に取り組みました。

当第１四半期累計期間における研究開発費の総額は3,038千円であります。

なお、当社はメディカルイノベーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

第５期事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は50,745千円であります。その主なものは、頭蓋形状矯正ヘルメット製造のための機械装置の追加取得によるものであります。なお、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社はメディカルイノベーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第６期第１四半期累計期間（自　2026年６月１日　至　2026年８月31日）

当第１四半期累計期間において実施いたしました設備投資の総額は12,187千円であります。その主なものは、頭蓋形状矯正ヘルメット製造のための機械装置の追加取得によるものであります。なお、当第１四半期累計期間において、重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社はメディカルイノベーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

２【主要な設備の状況】

2026年５月31日現在

事業所名 （所在地）	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 （人）
		建物	機械及び 装置	工具、器具 及び備品	リース資産	合計	
本社 （東京都台東区）	本社機能及び 製造設備	78,009	81,882	12,890	2,108	174,890	54 (9)

（注）１．本社建物は賃借物件であり、年間賃借料は57,458千円であります。

２．現在休止中の主要な設備はありません。

３．従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数（パート及び嘱託社員）は、（）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

４．当社はメディカルイノベーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

なお、第６期第１四半期累計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

３【設備の新設、除却等の計画】（2026年９月30日現在）

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	16,400,000
計	16,400,000

（注）１．2026年７月15日開催の取締役会において、A種優先株式の全てにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年８月13日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主にA種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、同日付で全てのA種優先株式を、会社法第178条の規定に基づき消却しております。なお、当社は、2026年８月14日開催の定時株主総会決議により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

２．2026年８月14日開催の定時株主総会決議により、定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は3,600,000株減少し、16,400,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,100,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	4,100,000	－	－

（注）１．2026年７月15日開催の取締役会において、A種優先株式の全てにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年８月13日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主にA種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、同日付で全てのA種優先株式を、会社法第178条の規定に基づき消却しております。なお、当社は、2026年８月14日開催の定時株主総会決議により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

２．2026年７月15日開催の取締役会決議により、2026年８月14日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,075,000株増加し、4,100,000株となっております。

３．2026年８月14日開催の定時株主総会決議により、同日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第１回新株予約権

決議年月日	2024年10月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　　３ 当社従業員　　29（注）１．
新株予約権の数（個）※	583［581］（注）２．
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　58,300［232,400］（注）２．６．
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	2,000［500］　（注）３．６．
新株予約権の行使期間 ※	自2026年10月16日　至2034年10月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　　2,000［500］ 資本組入額　1,000［250］（注）６．
新株予約権の行使の条件 ※	（注）４．
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）５．

※　最近事業年度の末日（2026年５月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．付与対象者の退任及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数（名）」は取締役３名、従業員20名となっております。

２．新株予約権１個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は100株、提出日の前月末現在は400株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

３．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

４．新株予約権を有する者（以下「新株予約権者」という）は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとする。

(1) 新株予約権発行要項に定める権利行使期間の制約に加え、同要項に定める権利行使期間の開始日あるいは日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。

(3) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。ただし、新株予約権を相続した権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。

(4) 新株予約権者は新株予約権の割当個数の全部又は一部を行使することができる。ただし、１個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

５．当社が、組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

(3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

６．2026年７月15日開催の取締役会決議により、2026年８月14日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第２回新株予約権

決議年月日	2025年４月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　４ 当社従業員　33（注）１．
新株予約権の数（個）※	400［397］（注）２．
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　40,000［158,800］（注）２．６．
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	2,000［500］　（注）３．６．
新株予約権の行使期間 ※	自2027年４月15日　至2035年４月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　　2,000［500］ 資本組入額　1,000［250］（注）６．
新株予約権の行使の条件 ※	（注）４．
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）５．

※　最近事業年度の末日（2026年５月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．付与対象者の退任及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数（名）」は取締役４名、従業員28名となっております。

２．新株予約権１個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は100株、提出日の前月末現在は400株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

３．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

４．新株予約権を有する者（以下「新株予約権者」という）は、次の条件に従い本新株予約権を行使するものとする。

(1) 新株予約権発行要項に定める権利行使期間の制約に加え、同要項に定める権利行使期間の開始日あるいは日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。

(3) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。ただし、新株予約権を相続した権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。

(4) 新株予約権者は新株予約権の割当個数の全部又は一部を行使することができる。ただし、１個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

５．当社が、組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

(3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

６．2026年７月15日開催の取締役会決議により、2026年８月14日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

（３）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2021年７月29日（注）１	普通株式 400	普通株式 400	2,000	2,000	2,000	2,000
2021年９月30日（注）２	普通株式 400	普通株式 800	20,000	22,000	20,000	22,000
2022年４月２日（注）３	普通株式 120	普通株式 920	60,000	82,000	60,000	82,000
2023年７月10日（注）４	普通株式 5	普通株式 925	5,435	87,435	5,435	87,435
2023年９月28日（注）５	A種優先株式 100	普通株式 925 A種優先株式 100	100,000	187,435	100,000	187,435
2024年５月８日（注）６	－	普通株式 925 A種優先株式 100	△177,435	10,000	△177,435	10,000
2024年８月27日（注）７	普通株式 924,075 A種優先株式 99,900	普通株式 925,000 A種優先株式 100,000	－	10,000	－	10,000
2026年８月13日（注）８	普通株式 100,000 A種優先株式 △100,000	普通株式 1,025,000	－	10,000	－	10,000
2026年８月14日（注）９	普通株式 3,075,000	普通株式 4,100,000	－	10,000	－	10,000

（注）１．設立によるものであります。

２．有償第三者割当

発行価格　100,000円

資本組入額　50,000円

割当先　当社役員１名、個人１名

３．有償第三者割当

発行価格　1,000,000円

資本組入額　500,000円

割当先　株式会社ALBERT、個人１名

４．有償第三者割当

発行価格　2,174,000円

資本組入額　1,087,000円

割当先　当社従業員１名

５．有償第三者割当

発行価格　2,000,000円

資本組入額　1,000,000円

割当先　DIMENSION2号投資事業有限責任組合

６．2024年４月26日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2024年５月８日付で減資の効力が発生し、資本金及び資本準備金を減少させ、その他資本剰余金に振り替えた後、同日付でその他資本剰余金を減少し、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。この結果、資本金の177,435千円が減少（減資割合94.7%）し、資本準備金の額177,435千円が減少しております。

７．2024年８月15日開催の取締役会決議に基づき、2024年８月27日付で普通株式及びA種優先株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

８．2026年７月15日開催の取締役会において、A種優先株式の全てにつき、定款に定める取得条項に基づき取得

することを決議し、2026年８月13日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主にA種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、同日付で全てのA種優先株式を、会社法第178条の規定に基づき消却しております。なお、当社は、2026年８月14日開催の定時株主総会決議により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

９．2026年７月15日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月14日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。

（４）【所有者別状況】

2026年９月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	2	－	－	6	8	－
所有株式数（単元）	－	－	－	12,000	－	－	29,000	41,000	－
所有株式数の割合（%）	－	－	－	29.27	－	－	70.73	100	－

（注）１．2026年８月14日開催の定時株主総会決議により、１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

２．2026年７月15日開催の取締役会決議により、2026年８月14日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,075,000株増加し、4,100,000株となっております。

（５）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　4,100,000	41,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	4,100,000	－	－
総株主の議決権	－	41,000	－

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第１号に該当するA種優先株式の取得

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2026年７月15日）での決議状況 （取得日2026年８月13日）	A種優先株式　100,000	－
最近事業年度前における取得自己株式	－	－
最近事業年度における取得自己株式	－	－
残存決議株式の総数及び価額の総額	－	－
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	－	－
最近期間における取得自己株式	A種優先株式　100,000	－
提出日現在の未行使割合(%)	－	－

（注）当社は、2026年７月15日開催の取締役会において、A種優先株式の全てにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年８月13日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主にA種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	－	－	－	－
消却の処分を行った取得自己株式	－	－	A種優先株式 100,000	－
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	－	－	－	－
その他（－）	－	－	－	－
保有自己株式数	－	－	－	－

（注）2026年７月15日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月13日付で自己保有したA種優先株式の全てを消却しております。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題と認識しておりますが、配当政策については企業体質の強化と将来の事業展開のための内部留保の充実を図るとともに、業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。しかしながら、当社は現在成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図るべく、配当を実施しておりません。当社は将来的に、剰余金の配当を行う方針としておりますが、実施時期等については未定であります。なお、配当を行う場合には、毎年５月31日を基準日として年１回の期末配当を行うことを基本方針としており、その他年１回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は会社法第459条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

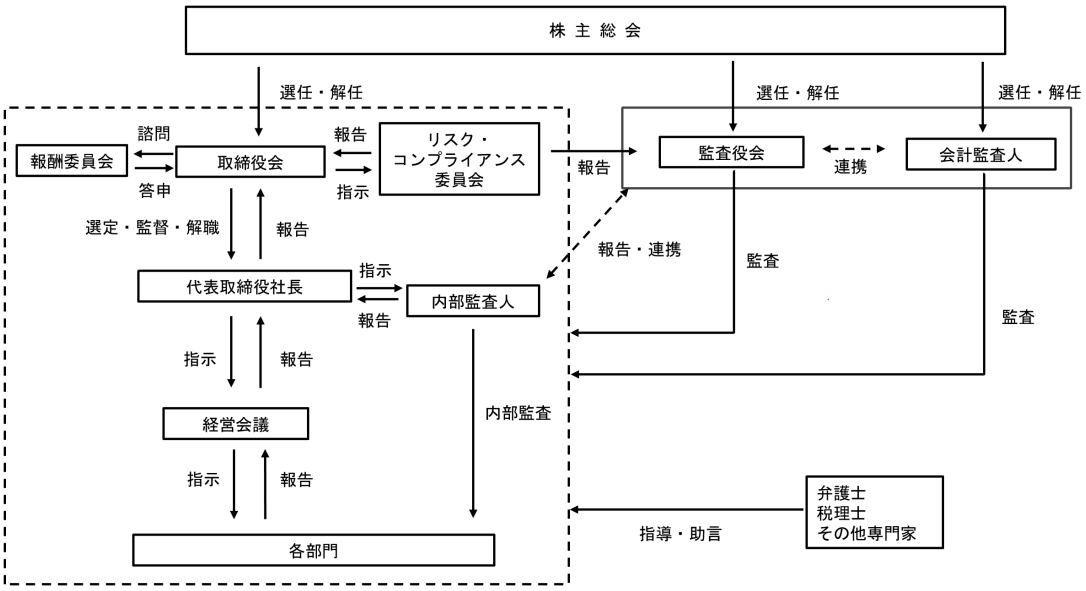
（1）【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のパーパスは、「あらゆる人が必要な時に必要な医療を受けられる社会を実現する」であり、それを実現するため、継続的に誠実、かつ公正な企業活動を行うことを基本方針として、経営と業務執行における透明性の確保並びに法令遵守の徹底を進め、同時に、効率的な経営の推進を行うこととしております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．当社の企業統治の体制の概要



a．取締役会

取締役会は代表取締役社長である中野裕士が議長を務め、取締役である坂田光央、小山智士、名越優太郎及び社外取締役である佐伯広幸、松本壮志の６名で構成されております。

取締役会は、原則として毎月１回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会規程に基づき、監査役出席の下、経営及び業務執行に関する重要事項の意思決定等を行う他、業績の進捗状況やその他の報告を行い情報の共有を図っております。

b．監査役会

監査役会は常勤監査役である平山浩一郎（社外監査役）が議長を務め、社外監査役である古薗考晴及び田中かよ子の３名で構成されております。

監査役会は原則として毎月１回定期的に開催される他、必要に応じて臨時に開催される場合もあります。監査役会では、監査計画の策定、監査実施状況の報告の他、監査役相互の情報共有を図っております。

また、監査役は取締役会に出席し、経営全般又は個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述を行うとともに、監査役会で立案した監査方針に従い、取締役の業務遂行に対しての適法性を監査しております。これに加え、常勤監査役は経営会議及びリスク・コンプライアンス委員会に出席しております。

c．経営会議

経営会議は、代表取締役社長である中野裕士が議長を務め、取締役である坂田光央、小山智士、名越優太郎、常勤監査役である平山浩一郎（社外監査役）及び各部門長で構成されております。

経営会議は、原則として月２回開催する他、必要に応じて臨時でも開催しており、取締役会において決定した方針に基づく事業の具体的な運営に関する事項の決定や、取締役会の付議議案に関する事項の協議を行っております。

d．リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は代表取締役社長である中野裕士が委員長を務め、管理管掌取締役である小山智士、各部門長、監査役、内部監査担当、その他出席が必要と認められた者により構成されております。

リスク・コンプライアンス委員会は原則として四半期毎に開催されるほか、必要に応じて臨時に開催される場合もあります。

リスク・コンプライアンス委員会では、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の充実、徹底を図るため、当社のリスク管理に関する方針、体制及び対策に関する事項、リスク防止策の検討等について協議しております。協議の内容は、取締役会及び監査役会に報告しております。

e．会計監査人

当社は、和泉監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

f．内部監査人

当社では、代表取締役社長から命を受けた内部監査責任者が、外部アウトソーシングを活用しながら、内部監査計画に基づき監査を実施し、監査結果は代表取締役社長へ報告するとともに被監査部門に対して業務改善に向けて提言等を行っております。

内部監査人と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

g．報酬委員会

当社では、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を高めるとともに説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図る事を目的として、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置しております。

なお、任意の報酬委員会の構成員は次のとおりです。

・委員長　中野裕士（代表取締役社長）
・委員　　佐伯広幸（社外取締役）
　　松本壮志（社外取締役）

※2026年５月期開催実績：１回

ロ．企業統治の体制及び採用理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として、内部監査責任者を任命し、これら各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保することが可能となると判断し、この体制を採用しております。

③企業統治に関するその他の事項

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、業務の適正性を確保するための体制の整備・運用を行っており、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。基本方針の内容は以下のとおりとなっております。

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会は、法令・定款・取締役会規程等に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
・監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役監査基準等に基づき当社の取締役の職務の執行を監査する。
・役職員が法令・定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するため、リスク・コンプライアンス管理規程を制定する。また、役職員に対し、遵守すべき社会規範、各種法令、当社就業規則並びにその他の諸規程の遵守について周知徹底する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき保存及び管理を行う。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理体制を構築するための危機管理に関連して、当社に適用する諸規程を定め、平常時からリスクの低減又は危機の未然防止に努めるとともに、重大な危機が発生した場合の即応体制を整備・維持する。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・毎月１回の定時取締役会及び必要に応じて適宜、臨時取締役会を開催し、重要事項に関し、取締役の職務の執行を適正かつ効率的に行う。また、取締役会にて定められた経営方針に基づき、経営会議にて具体的な施策の実施を図る。

ホ．業務の適正を確保するための体制

・業務の適正を確保するため、当社に適用する行動方針として、企業理念・パーパス・コアバリューを示し、これを基礎として、当社で諸規程を定めることとする。

ヘ．財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき適切な内部統制の整備とその有効な運用を行う体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。

ト．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて当社の使用人から監査役の指揮命令に従うスタッフを置くこととし、当該人事に関して監査役会の同意の下に、取締役との意見交換を行い慎重に検討する。

チ．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

・監査役と代表取締役社長、会計監査人及び内部監査人等との定期的な意見交換会を設定する。

リ．監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・監査役へ報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を内部通報規程に定め、当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

ヌ．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役の職務の執行について必要と認められる費用について予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかに当該請求に応じる。

ル．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力排除のため、反社会的勢力対応規程の定めにおいて、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的勢力とは関係を有しないことを基本方針とする。

・反社会的勢力等の調査実施マニュアル等に照らし合わせ、新規取引先が反社会的勢力でないことを確認するとともに、当社役職員及び既存取引先が反社会的勢力でないことを定期的に確認し、反社会的勢力の排除策を講じている。

・公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに入会し、外部情報の収集や外部団体との連携を強化している。

④リスク管理体制の状況

当社は、継続企業の前提として、経営の安定性、健全性の維持を重要な課題と認識しております。リスク回避及びリスク顕在化時の損害の最小化を目的に、「リスク・コンプライアンス管理規程」を定め、社内への周知徹底を図っております。また、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の助言を受けることができる体制を整えております。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。

⑥取締役の任期

当社は、取締役の任期を、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款に定めております。

⑦取締役の定数

当社は、取締役の定数を７名以内とする旨を定款に定めております。

⑧取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。その他、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨も定款に定めております。

⑨株主総会決議事項のうち取締役会で決議できる事項

a．剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を可能とするため、また、経営環境の変化に迅速に対応し、柔軟かつ積極的な財務戦略を行うためであります。

b．取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑪取締役会及び報酬委員会の活動状況

a．取締役会の活動状況

最近事業年度（2026年５月期）において当社は取締役会を定例で月１回開催しており、他臨時で開催した取締役会を含め、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	役職	開催回数（回）	出席回数（回）
中野　裕士	代表取締役社長	14	14
坂田　光央	取締役	14	14
小山　智士	取締役	14	14
名越　優太郎	取締役	14	14
佐伯　広幸	社外取締役	14	14
松本　壮志	社外取締役	14	14

取締役会における具体的な決議、報告及び審議内容としましては、当社の経営状況及び戦略、株主総会の招集・議案の決定、組織及び人事に関する事項、役員報酬に関する事項、新株予約権に関する事項、事業計画に関する事項、規程の改訂、業務提携に関する事項等であります。

b．報酬委員会の活動状況

最近事業年度（2026年５月期）において当社は報酬委員会を１回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	役職	開催回数（回）	出席回数（回）
中野　裕士	委員長（代表取締役社長）	1	1
佐伯　広幸	委員（社外取締役）	1	1
松本　壮志	委員（社外取締役）	1	1

報酬委員会では、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び取締役の個人別の報酬等の内容について審議し、取締役会に答申しております。

（２）【役員の状況】

①役員一覧

男性8名　女性1名（役員のうち女性の比率11.1%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	中野　裕士	1987年６月11日生	2012年10月　株式会社じげん入社 2013年１月　ZIGExN VeNtura　CEO（じげんベトナム子会社） 2015年９月　株式会社ドリームインキュベータ入社 2018年９月　株式会社ジャパン・メディカル・カンパニー入社 2018年10月　同社取締役COO 2021年７月　当社創業　代表取締役社長（現任）	（注３）	800,000
取締役	坂田　光央	1988年10月31日生	2013年４月　フォースバレー・コンシェルジュ株式会社入社 2016年８月　株式会社ドリームインキュベータ入社 2019年８月　株式会社ジャパン・メディカル・カンパニー入社 2022年９月　当社入社 2023年８月　当社取締役（現任）	（注３）	800,000
取締役	小山　智士	1983年３月10日生	2007年10月　優成監査法人入社（現太陽有限責任監査法人） 2012年10月　株式会社ドリームインキュベータ入社 2015年８月　同社経営管理グループ長 2018年４月　同社インキュベーション部門シニアマネジャー 2020年４月　株式会社ジャパン・メディカル・カンパニー入社 2020年７月　同社取締役CFO 2021年８月　株式会社ALBERT（現アクセンチュア株式会社）執行役員経営管理部長 2022年３月　同社取締役CFO 2023年６月　当社入社 2023年８月　当社取締役（現任）	（注３）	800,000
取締役	名越　優太郎	1995年２月19日生	2019年４月　株式会社LIXIL入社 2020年８月　株式会社ジャパン・メディカル・カンパニー入社 2021年６月　同社開発部長 2023年１月　当社入社 2023年８月　当社開発統括部長 2024年８月　当社取締役（現任）	（注３）	－
取締役	佐伯　広幸	1959年11月７日生	1983年４月　中外製薬株式会社入社 1998年５月　同社ドイツ支店副支店長 2003年５月　サイファージェンバイオシステムズ株式会社代表取締役社長 2006年11月　テカンジャパン株式会社代表取締役社長 2008年８月　ホスピーラジャパン株式会社代表取締役社長 2013年12月　ボストンサイエンティフィックジャパン株式会社専務執行役員 2016年12月　日本ストライカー株式会社代表取締役社長 2021年５月　デンツプライシロナ株式会社代表取締役社長 2024年７月　株式会社P・マインド代表取締役社長 2025年４月　株式会社P・マインド取締役（現任） 2025年５月　Archimed Strategic Partner 2025年５月　当社取締役（現任） 2025年11月　Archimed Operating Partner（現任）	（注３）	－

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	松本　壮志	1980年６月17日生	2003年４月　株式会社ワールドインテック入社 2008年12月　株式会社システムリサーチ経営企画担当執行役員 2009年７月　同社取締役経営企画本部長 2010年11月　同社代表取締役社長 2011年12月　株式会社キャプスタン・メディカル取締役 2012年６月　株式会社デジタルハーツ経営戦略室長 2013年７月　株式会社キャプスタン・メディカル代表取締役（現任） 2013年10月　株式会社ハーツユナイテッドグループ（現株式会社デジタルハーツホールディングス）取締役 2014年７月　同社取締役COO 2017年８月　株式会社ALBERT（現アクセンチュア株式会社）代表執行役員 2018年３月　同社代表取締役社長 2019年１月　同社代表取締役社長兼CEO 2020年５月　同社代表取締役社長 2021年10月　株式会社フィックスポイント社外取締役 2023年６月　アクセンチュア株式会社Advisor 2023年６月　株式会社チェンジホールディングス社外取締役（現任） 2025年５月　当社取締役（現任）	（注３）	400,000
常勤監査役	平山　浩一郎	1954年９月21日生	1977年４月　昭和電工株式会社（現株式会社レゾナック・ホールディングス）入社 1988年８月　ボストン・コンサルティング・グループ入社 1995年４月　ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社入社 2001年９月　株式会社マベリックトランスナショナル代表取締役社長 2015年１月　株式会社プレシエント創業　代表取締役社長（現任） 2023年８月　当社監査役（現任）	（注４）	－
監査役	古薗　考晴	1980年１月27日生	2004年10月　優成監査法人（現 太陽有限責任監査法人）入所 2014年５月　株式会社AGSコンサルティング入社 2017年４月　古薗会計事務所設立 代表就任（現任） 2019年７月　監査法人東海会計社 代表社員就任（現任） 2022年３月　株式会社ALBERT（現アクセンチュア株式会社）監査役 2024年８月　当社監査役（現任）	（注４）	－
監査役	田中　かよ子	1986年１月２日生	2011年４月　株式会社東芝入社 2011年７月　東芝メディカルシステムズ株式会社（現キヤノンメディカルシステムズ株式会社）配属 2014年７月　株式会社東芝　ヘルスケア社配属 2016年４月　東芝メディカルシステムズ株式会社（現キヤノンメディカルシステムズ株式会社）転籍 2023年４月　弁護士登録 2024年１月　法律事務所ZeLo　所属（現任） 2025年５月　当社監査役（現任）	（注４）	－
計					2,800,000

（注）１．取締役　佐伯広幸、松本壮志は、社外取締役であります。
２．監査役　平山浩一郎、古薗考晴、田中かよ子は社外監査役であります。
３．2026年８月14日開催の定時株主総会終結の時から、１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結の時までであります。

４．2026年８月14日開催の定時株主総会終結の時から、４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結の時までであります。
５．当社は、2026年８月14日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を実施しております。上記の所有株式数は、当該株式分割後の株式数を記載しております。

②社外役員の状況

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的な基準は定めておりませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を勘案したうえで、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

当社の社外取締役は２名、社外監査役は３名であります。

社外取締役及び社外監査役は、監督機能の強化又は監査役の監査機能の強化のため、当社にとって重要な位置づけと考えております。社外取締役は議決権を有する取締役会の一員として、審議及び決議に参加することで、取締役会としての監督機能の向上に努めております。また、社外監査役による取締役会における発言は、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献しております。

社外取締役の佐伯広幸は、これまでの製薬業界や医療機器業界においての幅広い経験とグローバルな見識を有しており、当社の経営に関して客観的かつ中立的な立場からの的確な助言・提言が可能であると判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、株式会社P・マインドの取締役及びArchimed Operating Partnerであります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

社外取締役の松本壮志は、長年にわたるIT関連業界における豊富な実務経験、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、当社の経営に関して客観的かつ中立的な立場からの的確な助言・提言が可能であると判断し、社外取締役として選任しております。同氏は、株式会社キャプスタン・メディカルの代表取締役及び株式会社チェンジホールディングスの社外取締役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

社外監査役の平山浩一郎は、複数企業での経営経験に基づき、経営者としての豊富な知識と経験を有しており、当社の経営に対して適切な監査、助言が可能であると判断し、社外監査役として選任しております。同氏は、株式会社プレシエントの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

社外監査役の古薗考晴は、公認会計士としての専門的な知識に加え、監査法人での監査実務経験を有しており、特に会計面や財務面に関する助言・提言が可能であると判断し、社外監査役として選任しております。同氏は、古薗会計事務所の代表のほか、監査法人東海会計社の代表社員であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

社外監査役の田中かよ子は、ヘルスケア業界においての幅広い経験と弁護士として法律に関する高度な専門知識を有しており、当社の経営に関して専門的な見地から助言・提言が可能であると判断し、社外監査役として選任しております。同氏は、法律事務所ZeLoに所属しております。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等において、内部監査人による監査の状況について報告を受けるほか、適宜、重要案件・テーマについて監査役会と意見交換・情報共有を行っております。

社外監査役につきましても、同様に内部監査人から監査の状況の報告を受けるほか、定期的な会合を、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査人との間で開催し、意見交換・情報共有を行っております。

また、常勤監査役が監査上の重要論点や重要な発見事項について、内部監査人と連携を密にしております。

これらを通して、社外取締役及び社外監査役による、経営監視機能の充実に努めております。

（３）【監査の状況】

①監査役監査の状況

監査役会は常勤監査役１名（社外監査役）、非常勤監査役２名（社外監査役）の合計３名で構成されており原則として月１回監査役会を開催し、さらに必要に応じて臨時にて開催しております。

常勤監査役　平山浩一郎は、複数企業での経営経験に基づき、経営者としての豊富な知識と経験を有しております。非常勤監査役　古薗考晴は、公認会計士としての長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、非常勤監査役　田中かよ子は、ヘルスケア業界において幅広い経験と弁護士の資格を有しております。

最近事業年度において監査役会の開催状況及び個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
平山浩一郎	16	16
古薗考晴	16	16
田中かよ子	16	16

監査役会においては、監査方針及び監査計画の策定、取締役会、取締役の意思決定並びに取締役の職務執行の有効性の検討及び常勤監査役からの監査に関する報告を行っております。

また、監査役は取締役会に出席し、取締役会に上程される決議事項や報告事項の審議等を通じて、取締役の職務執行を監査するとともに、代表取締役社長をはじめ、社外を含めた各取締役との意見交換を行い意思の疎通を図っております。

常勤監査役は経営会議及びリスク・コンプライアンス委員会に出席するほか、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書等の閲覧や研修による自己研鑽や情報収集を行っております。さらに内部監査実施の際には可能な限り同席し内部統制の構築・運用状況について内部監査人と情報共有を行っております。加えて会計監査人とは監査計画や監査結果の説明、報告、必要に応じて面談を行うことにより当社の課題や情報について共有し監査の質の向上に努めております。

②内部監査の状況

当社は会社が比較的小規模であることから、独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長が任命した内部監査責任者が外部アウトソーシングを活用しながら、当社が定める内部監査規程に基づき、内部監査を実施しております。

内部監査責任者は各事業年度開始に先立って監査計画（年度計画書）を作成し、代表取締役社長の承認を得た上で、会社の日常業務の執行が、法令・定款その他会社の諸規程に準拠して、合法的かつ合理的・能率的に行われているかを監査しております。内部監査責任者は監査終了後、監査報告書を作成し代表取締役社長に提出するとともに、その写しを被監査部門の長に送付し、内部統制の維持改善を図っております。また、監査役に対しても、監査計画及び監査結果について定期的に報告を行っており、内部監査の実効性の確保に努めております。なお、内部監査責任者が所管する部門を被監査部門とする場合には、当該部門から独立した他の取締役が内部監査を実施することとし、自己監査とならない体制を確保しております。

③会計監査の状況

a．監査法人の名称

和泉監査法人

b．継続監査期間

２年間

c．業務を執行した公認会計士

代表社員　業務執行社員　公認会計士　諏訪祐一郎

代表社員　業務執行社員　公認会計士　松藤悠

d．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士４名、その他２名であります。

e．監査法人の選定方針と理由

監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を総合的に勘案し、選定を行っております。なお、和泉監査法人の選定理由としては、当社が株式公開の準備を進める中で、株式公開を前提とした短期調査を受け、その後、当該調査により課題や改善に関する適切な指導を受けたことにより当社の内部管理体制が向上したこと、また、同監査法人が株式公開に関する豊富な実績・経験があること等も勘案し、決定いたしました。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査役会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出します。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

f．監査役及び監査役会による会計監査人の評価

当社の監査役及び監査役会は監査法人について品質管理体制、独立性及び専門性、事前の監査計画、監査方法、監査時間及び監査実施体制の妥当性等を評価基準として評価を実施しております。その結果、監査体制に問題はないと判断しております。

④監査報酬の内容等

a．監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
12,800	－	17,600	－

b．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a．を除く）

該当事項はありません。

c．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d．監査報酬の決定方針

当社の監査報酬について、監査業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、監査法人と協議の上、適正と判断される報酬額を監査役会の同意を得た上で決定する方針としております。

e．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第１項の同意をした理由は、監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠の適切性等を検証し妥当であると判断したためであります。

（４）【役員の報酬等】

①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、役員報酬については株主総会の決議により定められた取締役及び監査役それぞれの報酬限度額の範囲内において、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の決議により決定しております。

（取締役報酬）

当社では取締役の報酬に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として任意の報酬委員会を設置しております。本委員会は、取締役の報酬について、取締役会から諮問を受けた事項について審議し、取締役会に対して答申しております。最近事業年度においては、2025年８月15日開催の報酬委員会において、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役の個人別の報酬額について協議し、取締役会に答申いたしました。取締役会は、当該答申を踏まえ、2025年８月26日開催の取締役会において、取締役６名の個人別の報酬額を決議しております。

ａ．固定報酬

業務執行取締役、社外取締役ともに固定報酬のみを支給しており、業績連動報酬は採用しておりません。業務執行取締役の個人別の固定報酬は、当社の業績、当該取締役の職務の内容及び実績を考慮して総合的に決定しております。社外取締役の個人別の固定報酬は、当該取締役の職務の内容及び上場会社一般の水準を考慮して決定しております。

上記に係る取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針は定めておりません。

ｂ．ストック・オプション

業務執行取締役には、中長期の企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、ストック・オプションを付与しております。個人別の付与数は、当社の業績、当該取締役の職務の内容及び実績を考慮して総合的に決定しております。

（監査役報酬）

監査役の報酬は、取締役の職務執行を監査する独立的な立場であることに鑑み、固定報酬のみとしております。

②役員の報酬等に関する株主総会決議の内容

2023年８月31日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額については年額200,000千円以内、監査役の報酬限度額については年額30,000千円以内（決議日時点の取締役の員数は３名、監査役の員数は１名）として決議しております。

③役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く）	64,479	64,479	－	－	－	4
社外取締役	8,100	8,100	－	－	－	2
社外監査役	11,316	11,316	－	－	－	3

④役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

⑤使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

（５）【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を純投資目的の投資株式とし、それ以外の目的の株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

（1）【人材戦略に関する基本方針等】

①人材戦略

当社の人材戦略については、「第２　事業の状況　２　サステナビリティに関する考え方及び取組」をご参照ください。

②従業員の給与その他の給付の額及び内容の決定に関する方針

従業員の給与その他の給付の額及び内容については、会社の支払能力及び社会経済的状況を勘案し、担当職務、本人の勤務成績、勤務態度、業務上の役割並びに責任の度合い等に応じて決定しております。また、賞与については、事業年度の会社業績に応じて支給する決算賞与とし、会社業績に基づき支給の有無及び総額を取締役会において決定したうえで、各従業員の支給額を人事評価の結果に基づき決定しております。

（2）【従業員の状況】

①提出会社の状況

2026年９月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の対前事業年度増減率（%）
56　(10)	33.4	1.6	6,040	3.0

（注）１．従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数（パート及び嘱託社員）は、()内に最近１年間の平均人数を外数で記載しております。

２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

３．当社はメディカルイノベーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

②労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

③管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第５【経理の状況】

１．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第４条第２項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前事業年度（2024年６月１日から2025年５月31日まで）及び当事業年度（2025年６月１日から2026年５月31日まで）の財務諸表について、和泉監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、第１四半期会計期間（2026年６月１日から2026年８月31日まで）及び第１四半期累計期間（2026年６月１日から2026年８月31日まで）に係る四半期財務諸表について、和泉監査法人により期中レビューを受けております。

３．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

４．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年５月31日）	当事業年度 （2026年５月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	263,473	492,640
売掛金	91,945	144,222
仕掛品	2,972	3,680
原材料	11,027	13,962
前渡金	－	3,006
前払費用	9,374	16,737
その他	3,002	201
流動資産合計	381,796	674,451
固定資産		
有形固定資産		
建物	81,395	88,429
減価償却累計額	△4,151	△10,420
建物（純額）	77,244	78,009
機械及び装置	179,491	215,862
減価償却累計額	△88,224	△133,980
機械及び装置（純額）	91,266	81,882
工具、器具及び備品	22,198	29,311
減価償却累計額	△8,596	△16,420
工具、器具及び備品（純額）	13,602	12,890
リース資産	2,750	2,750
減価償却累計額	△91	△641
リース資産（純額）	2,658	2,108
有形固定資産合計	184,771	174,890
投資その他の資産		
長期前払費用	693	477
繰延税金資産	10,517	21,625
敷金	60,898	58,763
投資その他の資産合計	72,109	80,866
固定資産合計	256,881	255,757
資産合計	638,677	930,209

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年５月31日）	当事業年度 （2026年５月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,355	6,431
１年内返済予定の長期借入金	6,996	6,996
リース債務	543	580
未払金	50,529	41,202
未払費用	25,285	27,160
未払法人税等	30,825	86,389
未払消費税等	43,729	47,238
契約負債	－	8,796
預り金	4,327	5,546
製品保証引当金	731	1,523
賞与引当金	11,000	22,000
流動負債合計	178,323	253,865
固定負債		
長期借入金	70,176	63,180
リース債務	2,449	1,868
固定負債合計	72,625	65,048
負債合計	250,949	318,913
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	10,000	10,000
その他資本剰余金	245,489	245,489
資本剰余金合計	255,489	255,489
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	122,239	345,806
利益剰余金合計	122,239	345,806
株主資本合計	387,728	611,295
純資産合計	387,728	611,295
負債純資産合計	638,677	930,209

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）	当事業年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
売上高	※1 872,476	※1 1,369,588
売上原価	※2 231,411	339,464
売上総利益	641,065	1,030,124
販売費及び一般管理費	※3,※4 483,528	※3,※4 719,742
営業利益	157,537	310,381
営業外収益		
受取利息	87	571
受取家賃	2,373	2,707
ポイント還元収入	751	1,326
その他	0	411
営業外収益合計	3,212	5,017
営業外費用		
支払利息	818	975
営業外費用合計	818	975
経常利益	159,930	314,423
特別損失		
固定資産除却損	－	※5 75
特別損失合計	－	75
税引前当期純利益	159,930	314,347
法人税、住民税及び事業税	30,839	101,890
法人税等調整額	△10,517	△11,108
法人税等合計	20,321	90,781
当期純利益	139,609	223,566

【製造原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日） 金額（千円）	構成比 （%）	当事業年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日） 金額（千円）	構成比 （%）
Ⅰ　材料費		27,105	11.6	30,794	9.0
Ⅱ　労務費		94,198	40.5	171,988	50.6
Ⅲ　経費	※	111,506	47.9	137,389	40.4
当期総製造費用		232,809	100.0	340,172	100.0
期首仕掛品棚卸高		1,573		2,972	
合計		234,383		343,144	
期末仕掛品棚卸高		2,972		3,680	
当期製品製造原価		231,411		339,464	

原価計算の方法

原価計算の方法は、総合原価計算による実際原価計算を採用しております。

（注）※主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）	当事業年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
減価償却費（千円）	57,289	53,075
消耗品費（千円）	39,290	34,389
地代家賃（千円）	11,031	29,081

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	10,000	10,000	245,489	255,489	△17,369	△17,369	248,119	248,119
当期変動額								
当期純利益					139,609	139,609	139,609	139,609
当期変動額合計	－	－	－	－	139,609	139,609	139,609	139,609
当期末残高	10,000	10,000	245,489	255,489	122,239	122,239	387,728	387,728

当事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	10,000	10,000	245,489	255,489	122,239	122,239	387,728	387,728
当期変動額								
当期純利益					223,566	223,566	223,566	223,566
当期変動額合計	－	－	－	－	223,566	223,566	223,566	223,566
当期末残高	10,000	10,000	245,489	255,489	345,806	345,806	611,295	611,295

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）	当事業年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	159,930	314,347
減価償却費	63,422	60,550
製品保証引当金の増減額（△は減少）	405	791
賞与引当金の増減額（△は減少）	11,000	11,000
受取利息	△87	△571
支払利息	818	975
固定資産除却損	－	75
売上債権の増減額（△は増加）	△46,663	△52,277
棚卸資産の増減額（△は増加）	△5,545	△3,642
仕入債務の増減額（△は減少）	1,922	2,076
未払金の増減額（△は減少）	14,476	5,577
未払費用の増減額（△は減少）	7,366	1,874
未払消費税等の増減額（△は減少）	40,547	2,154
その他	34	4,798
小計	247,628	347,731
利息及び配当金の受取額	87	571
利息の支払額	△818	△975
法人税等の支払額	△289	△46,326
営業活動によるキャッシュ・フロー	246,607	301,001
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△124,036	△64,294
敷金の預入による支出	△34,276	－
敷金の払戻による収入	672	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	△157,640	△64,294
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	65,000	－
長期借入金の返済による支出	△6,496	△6,996
リース債務の返済による支出	△87	△543
財務活動によるキャッシュ・フロー	58,416	△7,539
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	147,383	229,166
現金及び現金同等物の期首残高	116,089	263,473
現金及び現金同等物の期末残高	※ 263,473	※ 492,640

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

１．棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～15年
機械及び装置	３～８年
工具、器具及び備品	３～15年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき、将来支出が見込まれる額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

メディカルプロダクト領域においては、医療機関より受注を受けて、患者の3Dスキャナーによる頭部形状を解析し、個々の頭部形状に適した頭蓋形状矯正ヘルメット「ベビーバンド」を製造しております。当該履行義務は、製品が医療機関に納品され、検収した時点において履行義務が充足されると判断しており、製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

５．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

当事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

１．棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～15年
機械及び装置	３～８年
工具、器具及び備品	３～15年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき、将来支出が見込まれる額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、メディカルAX領域については、当事業年度よりサービスの提供を開始しております。

① メディカルプロダクト領域

メディカルプロダクト領域においては、医療機関より受注を受けて、患者の3Dスキャナーによる頭部形状を解析し、個々の頭部形状に適した頭蓋形状矯正ヘルメット「ベビーバンド」を製造しております。当該履行義務は、製品が医療機関に納品され、検収した時点において充足されると判断しており、製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

② メディカルAX領域

メディカルAX領域においては、医療機器及び医薬品メーカー等の顧客に対し、クラウド型電子品質管理システム（eQMS）「QMSmart」を提供しております。当該履行義務は、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過につれて充足されると判断しており、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。

５．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

前事業年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産　　10,517千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックスプランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、過去の実績や現在の状況を勘案して見積った売上予測及び営業利益率を主要な仮定としております。当該見積りは、今後の経営環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産　　21,625千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックスプランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、過去の実績や現在の状況を勘案して見積った売上予測及び営業利益率を主要な仮定としております。当該見積りは、今後の経営環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（未適用の会計基準等）

前事業年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

（リースに関する会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年５月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

当事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

（リースに関する会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年５月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（後発事象に関する会計基準等）

・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号　2026年１月９日　企業会計基準委員会）

・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号　2026年１月９日　企業会計基準委員会）

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会　監査・保証基準委員会　監査基準報告書560実務指針第１号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年５月期の期首から適用します。

（損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

前事業年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

当事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）	当事業年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
	5,391千円	－

※３　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度10%、当事業年度17%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度90%、当事業年度83%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）	当事業年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
役員報酬	54,424千円	83,895千円
給料及び手当	111,082	137,266
広告宣伝費	37,687	100,735
賞与引当金繰入額	6,104	11,384
減価償却費	6,133	7,475

※４　一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）	当事業年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
	20,363千円	14,084千円

※５　固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）	当事業年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
工具、器具及び備品	－千円	75千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	925	924,075	－	925,000
A種優先株式	100	99,900	－	100,000
合計	1,025	1,023,975	－	1,025,000

（注）１．当社は2024年８月27日付で普通株式１株につき1,000株、A種優先株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

２．普通株式の株式数の増加924,075株、A種優先株式の株式数の増加99,900株は、株式分割によるものであります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第１回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
第２回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
合計		－	－	－	－	－

（注）第１回及び第２回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	925,000	－	－	925,000
A種優先株式	100,000	－	－	100,000
合計	1,025,000	－	－	1,025,000

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第１回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
第２回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
合計		－	－	－	－	－

（注）第１回及び第２回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）	当事業年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
現金及び預金勘定	263,473千円	492,640千円
現金及び現金同等物	263,473	492,640

（リース取引関係）

前事業年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容

有形固定資産

本社における複合機（工具、器具及び備品）であります。

②　リース資産の減価償却方法

重要な会計方針「２．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	当事業年度 （2025年５月31日）
１年内	59,250
１年超	78,712
合計	137,962

（注）中途解約不能な不動産賃貸借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

当事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容

有形固定資産

本社における複合機（工具、器具及び備品）であります。

②　リース資産の減価償却方法

重要な会計方針「２．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	当事業年度 （2026年５月31日）
１年内	50,381
１年超	28,331
合計	78,712

（注）中途解約不能な不動産賃貸借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

（金融商品関係）

前事業年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。今後の事業拡大等に伴い必要となる資金については銀行借入等により調達する予定であります。また、一時的な余資は金融機関への普通預金等、安全性及び換金性の高い短期金融資産で運用しております。なお、当社はデリバティブ取引を行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金は、預託先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、１年以内の支払期日であります。借入金は主に事業の拡大に必要な資金調達を目的としたものであり、返済期間は最長で決算日後５年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等にかかるリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、経営管理部において適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから注記を省略しております。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 敷金	30,720	22,962	△7,757
資産計	30,720	22,962	△7,757
(2) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	77,172	77,130	△41
(3) リース債務（１年内返済予定のリース債務を含む）	2,992	2,959	△33
負債計	80,164	80,089	△74

(注) １．「敷金」の貸借対照表計上額と貸借対照表における「敷金」の金額との差額は、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
敷金	－	－	－	30,720
合計	－	－	－	30,720

３．長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	6,996	6,996	6,996	5,684	50,500	－
リース債務	543	580	619	662	586	－
合計	7,539	7,576	7,615	6,346	51,086	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	22,962	－	22,962
資産計	－	22,962	－	22,962
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	－	77,130	－	77,130
リース債務（１年内返済予定のリース債務を含む）	－	2,959	－	2,959
負債計	－	80,089	－	80,089

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価は、合理的に見積った敷金の回収予定時期に基づき、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。なお、リスクフリーレートがマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

長期借入金(１年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元金利の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

リース債務(１年内返済予定のリース債務を含む)

リース債務の時価については、元金利の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

当事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。今後の事業拡大等に伴い必要となる資金については銀行借入等により調達する予定であります。また、一時的な余資は金融機関への普通預金等、安全性及び換金性の高い短期金融資産で運用しております。なお、当社はデリバティブ取引を行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金は、預託先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、１年以内の支払期日であります。借入金は主に事業の拡大に必要な資金調達を目的としたものであり、返済期間は最長で決算日後４年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク(取引先の契約不履行等にかかるリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②　資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、経営管理部において適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから注記を省略しております。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 敷金	30,720	20,505	△10,214
資産計	30,720	20,505	△10,214
(2) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	70,176	65,385	△4,790
(3) リース債務（１年内返済予定のリース債務を含む）	2,449	2,621	172
負債計	72,625	68,007	△4,617

(注) １．「敷金」の貸借対照表計上額と貸借対照表における「敷金」の金額との差額は、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
敷金	－	－	－	30,720
合計	－	－	－	30,720

３．長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	6,996	6,996	5,684	50,500	－	－
リース債務	580	619	662	586	－	－
合計	7,576	7,615	6,346	51,086	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	20,505	－	20,505
資産計	－	20,505	－	20,505
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	－	65,385	－	65,385
リース債務（１年内返済予定のリース債務を含む）	－	2,621	－	2,621
負債計	－	68,007	－	68,007

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価は、合理的に見積った敷金の回収予定時期に基づき、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。なお、リスクフリーレートがマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

長期借入金(１年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元金利の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

リース債務(１年内返済予定のリース債務を含む)

リース債務の時価については、元金利の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

該当事項はありません。

３．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
決議年月日	2024年10月15日	2025年４月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　３名 当社従業員　29名	当社取締役　４名 当社従業員　33名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　240,000株	普通株式　162,000株
付与日	2024年11月15日	2025年５月15日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりです。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自2026年10月16日 至2034年10月15日	自2027年４月15日 至2035年４月14日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2026年８月14日付株式分割（普通株式１株につき４株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年５月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
決議年月日	2024年10月15日	2025年４月14日
権利確定前 （株）		
前事業年度末	－	－
付与	240,000	162,000
失効	2,800	－
権利確定	－	－
未確定残	237,200	162,000
権利確定後 （株）	－	－
前事業年度末	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	－	－

（注）2026年８月14日付株式分割（普通株式１株につき４株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
決議年月日	2024年10月15日	2025年４月14日
権利行使価格 （円）	500	500
行使時平均株価 （円）	－	－
付与日における公正な評価単価 （円）	－	－

（注）2026年８月14日付株式分割（普通株式１株につき４株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

４．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であり、付与日時点におけるストック・オプションの公正な評価単価を合理的に見積もることができないため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF方式と純資産方式を平均した方法によっております。

５．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

６．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額　－千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額　－千円

当事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

該当事項はありません。

３．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
決議年月日	2024年10月15日	2025年４月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　３名 当社従業員　29名	当社取締役　４名 当社従業員　33名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　240,000株	普通株式　162,000株
付与日	2024年11月15日	2025年５月15日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりです。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自2026年10月16日 至2034年10月15日	自2027年４月15日 至2035年４月14日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2026年８月14日付株式分割（普通株式１株につき４株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2026年５月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
決議年月日	2024年10月15日	2025年４月14日
権利確定前 （株）		
前事業年度末	237,200	162,000
付与	－	－
失効	4,000	2,000
権利確定	－	－
未確定残	233,200	160,000
権利確定後 （株）	－	－
前事業年度末	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	－	－

（注）2026年８月14日付株式分割（普通株式１株につき４株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
決議年月日	2024年10月15日	2025年４月14日
権利行使価格 （円）	500	500
行使時平均株価 （円）	－	－
付与日における公正な評価単価 （円）	－	－

（注）2026年８月14日付株式分割（普通株式１株につき４株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

４．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であり、付与日時点におけるストック・オプションの公正な評価単価を合理的に見積もることができないため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF方式と純資産方式を平均した方法によっております。

５．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

６．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額　－千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額　－千円

（税効果会計関係）

前事業年度（2025年５月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （2025年５月31日）
繰延税金資産	
賞与引当金	3,804千円
減価償却超過額	9,501
ソフトウェア	7,321
資産除去債務	599
棚卸資産評価損	1,910
未払事業税	3,727
製品保証引当金	253
未払法定福利費	619
フリーレント賃料	2,258
繰延税金資産小計	29,996
評価性引当額	△19,479
繰延税金資産合計	10,517
繰延税金資産の純額	10,517

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 （2025年５月31日）
法定実効税率	34.6%
（調整）	
住民税均等割	0.3
評価性引当額の増減	△15.2
法人税額特別控除	△6.6
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.7

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年６月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（2026年５月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （2026年５月31日）
繰延税金資産	
賞与引当金	7,795千円
減価償却超過額	11,294
ソフトウェア	9,100
資産除去債務	1,355
棚卸資産評価損	1,910
未払事業税	9,542
製品保証引当金	539
未払法定福利費	1,091
フリーレント賃料	2,467
繰延税金資産小計	45,096
評価性引当額	△23,470
繰延税金資産合計	21,625
繰延税金資産の純額	21,625

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 （2026年５月31日）
法定実効税率	34.6%
（調整）	
住民税均等割	0.2
評価性引当額の増減	1.2
法人税額特別控除	△6.6
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.9

（資産除去債務関係）

前事業年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

当社は、本社建物の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

当社は、本社建物の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はメディカルイノベーション事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）	当事業年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
メディカルプロダクト領域	872,476	1,358,468
メディカルAX領域	－	11,120
合計	872,476	1,369,588

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）	当事業年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	45,281	91,945
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	91,945	144,222
契約負債（期首残高）	770	－
契約負債（期末残高）	－	8,796

契約負債は、「ベビーバンド」の納品前に一部の顧客から受領した前受金及び「QMSmart」の契約期間分の料金を一括で受領した前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は770千円であり、当事業年度においては該当事項はありません。

また、当事業年度において、契約負債が8,796千円増加した主な理由は、「QMSmart」のサービス提供開始に伴う契約期間分の前受金の受領であります。

なお、前事業年度及び当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に

重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

当社は、メディカルイノベーション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

当社は、メディカルイノベーション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がいないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がいないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者	中野　裕士	－	－	当社代表取締役社長	（被所有）直接　19.51	債務被保証	当社金融機関借入に対する債務被保証（注）	27,172	－	－

（注）債務被保証については、金融機関からの借入金に対して債務保証を受けております。取引金額には、期末借入残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者	中野　裕士	－	－	当社代表取締役社長	（被所有）直接　19.51	債務被保証	当社金融機関借入に対する債務被保証（注）	20,176	－	－

（注）債務被保証については、金融機関からの借入金に対して債務保証を受けております。取引金額には、期末借入残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

（１株当たり情報）

前事業年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

	当事業年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）
１株当たり純資産額	45.79円
１株当たり当期純利益	34.05円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

２．当社は、2024年８月15日開催の取締役会決議により、2024年８月27日付で普通株式及びA種優先株式それぞれ１株につき1,000株の株式分割を行っており、また、2026年７月15日開催の取締役会決議により、2026年８月14日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

３．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 （自　2024年６月１日 至　2025年５月31日）
当期純利益（千円）	139,609
普通株主に帰属しない金額（千円） （うち優先配当額（千円））	－ （－）
普通株式に係る当期純利益（千円）	139,609
普通株式の期中平均株式数（株） （うちA種優先株式（株））	4,100,000 （400,000）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権２種類（新株予約権の数998個）。 なお、新株予約権の概要は「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況　①　ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

４．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 （2025年５月31日）
純資産の部の合計額（千円）	387,728
純資産の部の合計額から控除する金額（千円） （うちA種株式払込金額（千円））	200,000 （200,000）
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	187,728
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株） （うちA種優先株式（株））	4,100,000 （400,000）

（注）A種優先株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、１株当たり純資産の算定にあたって、A種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。
また、１株当たり純資産を算定するにあたり、A種優先株式は、残余財産を優先して配分された後の残余財産について普通株式と同様の権利を持つことから、１株当たり純資産の額の算定に用いられる普通株式と同様の株式としております。なお、2026年７月15日開催の取締役会決議において、A種優先株式の全てにつき2026年８月13日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主にA種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、同日付で全てのA種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。

当事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

	当事業年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
１株当たり純資産額	100.32円
１株当たり当期純利益	54.53円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

２．当社は、2026年７月15日開催の取締役会決議により、2026年８月14日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

３．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 （自　2025年６月１日 至　2026年５月31日）
当期純利益（千円）	223,566
普通株主に帰属しない金額（千円） （うち優先配当額（千円））	－ （－）
普通株式に係る当期純利益（千円）	223,566
普通株式の期中平均株式数（株） （うちA種優先株式（株））	4,100,000 （400,000）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権２種類（新株予約権の数983個）。 なお、新株予約権の概要は「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況　①　ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

４．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 （2026年５月31日）
純資産の部の合計額（千円）	611,295
純資産の部の合計額から控除する金額（千円） （うちA種株式払込金額（千円））	200,000 （200,000）
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	411,295
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株） （うちA種優先株式（株））	4,100,000 （400,000）

（注）A種優先株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、１株当たり純資産の算定にあたって、A種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。

また、１株当たり純資産を算定するにあたり、A種優先株式は、残余財産を優先して配分された後の残余財産について普通株式と同様の権利を持つことから、１株当たり純資産の額の算定に用いられる普通株式と同様の株式としております。なお、2026年７月15日開催の取締役会決議において、A種優先株式の全てにつき2026年８月13日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主にA種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、同日付で全てのA種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。

（重要な後発事象）

前事業年度（自　2024年６月１日　至　2025年５月31日）

（優先株式の取得及び消却）

当社は、2026年７月15日開催の取締役会において当社普通株式の新規上場申請を行うことを決議し、かつ主幹事証券会社から要請を受けたことから、定款の定めに基づき、2026年８月13日を取得日として、当社が発行するA種優先株式の全部を自己株式として取得し、その対価としてA種優先株主に対しA種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、同日付で全てのA種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。なお、当社は、2026年８月14日開催の定時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式　100,000株

(2) 交換により交付した普通株式数　100,000株

(3) 交換後の発行済普通株式数　1,025,000株

（株式分割、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用）

１．株式分割

当社は、2026年７月15日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月14日付で株式分割を行っております。当該株式分割の内容は次のとおりであります。

(1) 株式分割の目的

株式を分割し、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家がより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性を向上させることで、投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2026年８月14日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を１株につき４株の割合をもって分割しております。

②分割により増加した株式数

普通株式

株式分割前の発行済株式総数	1,025,000株
今回の分割により増加する株式数	3,075,000株
株式分割後の発行済株式総数	4,100,000株
株式分割後の発行可能株式総数	16,400,000株

③株式分割の日程

基準日	2026年８月14日
効力発生日	2026年８月14日

④１株当たり情報に及ぼす影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

２．発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用

当社は、2026年８月14日開催の定時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用を行っております。

(1) 発行可能株式総数の変更

20,000,000株から3,600,000株減少し、当社の発行可能株式総数は16,400,000株となりました。

(2) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

当事業年度（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）

（優先株式の取得及び消却）

当社は、2026年７月15日開催の取締役会において当社普通株式の新規上場申請を行うことを決議し、かつ主幹事証券会社から要請を受けたことから、定款の定めに基づき、2026年８月13日を取得日として、当社が発行するA種優先株式の全部を自己株式として取得し、その対価としてA種優先株主に対しA種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、同日付で全てのA種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。なお、当社は、2026年８月14日開催の定時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式　100,000株

(2) 交換により交付した普通株式数　100,000株

(3) 交換後の発行済普通株式数　1,025,000株

（株式分割、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用）

１．株式分割

当社は、2026年７月15日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月14日付で株式分割を行っております。当該株式分割の内容は次のとおりであります。

(1) 株式分割の目的

株式を分割し、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家がより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性を向上させることで、投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2026年８月14日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を１株につき４株の割合をもって分割しております。

②分割により増加した株式数

普通株式

株式分割前の発行済株式総数	1,025,000株
今回の分割により増加する株式数	3,075,000株
株式分割後の発行済株式総数	4,100,000株
株式分割後の発行可能株式総数	16,400,000株

③株式分割の日程

基準日	2026年８月14日
効力発生日	2026年８月14日

④１株当たり情報に及ぼす影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

２．発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用

当社は、2026年８月14日開催の定時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用を行っております。

(1) 発行可能株式総数の変更

20,000,000株から3,600,000株減少し、当社の発行可能株式総数は16,400,000株となりました。

(2) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	81,395	7,034	－	88,429	10,420	6,268	78,009
機械及び装置	179,491	36,371	－	215,862	133,980	45,756	81,882
工具、器具及び備品	22,198	7,339	227	29,311	16,420	7,975	12,890
リース資産	2,750	－	－	2,750	641	550	2,108
有形固定資産計	285,835	50,745	227	336,354	161,463	60,550	174,890
長期前払費用	693	－	215	477	－	－	477

（注）当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社設備工事	7,034千円
機械及び装置	製造設備購入	36,371千円
工具、器具及び備品	業務用PC購入	4,022千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
１年以内に返済予定の長期借入金	6,996	6,996	2.1	－
１年以内に返済予定のリース債務	543	580	7.4	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	70,176	63,180	0.8	2027年６月～2029年11月
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）	2,449	1,868	7.4	2027年６月～2030年３月
合計	80,164	72,624	－	－

（注）１．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金及びリース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	6,996	5,684	50,500	－
リース債務	619	662	586	－

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
製品保証引当金	731	1,523	－	731	1,523
賞与引当金	11,000	22,000	10,937	62	22,000

（注）１．製品保証引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、洗替による戻入額であります。

２．賞与引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、支給見込額と実支給額の差額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

（２）【主な資産及び負債の内容】

①流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
預金	
普通預金	492,640
合計	492,640

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
医療法人社団縁風会 ユアクリニックお茶の水	6,820
姫路駅前みどり脳神経外科クリニック	4,400
お茶の水頭痛めまいクリニック	3,740
医療法人向日葵会 辻堂南口Kids Clinic	3,300
つくば公園前ファミリークリニック	3,080
その他	122,882
合計	144,222

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	当期末残高（千円） (D)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
91,945	1,525,662	1,473,385	144,222	91.1	28

ハ．仕掛品

品目	金額（千円）
頭蓋形状矯正ヘルメット	3,680
合計	3,680

ニ．原材料

区分	金額（千円）
クッション	10,511
フィラメント	3,450
合計	13,962

ホ．敷金

相手先	金額（千円）
住友不動産株式会社	58,763
合計	58,763

②流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
レバテック株式会社	2,050
ソフトプレン工業株式会社	1,495
有限会社精工パッキング	772
三信金属株式会社	742
ぷらかい株式会社	566
その他	804
合計	6,431

ロ．未払法人税等

区分	金額（千円）
未払法人税	54,085
未払事業税	26,930
未払住民税	5,372
合計	86,389

ハ．未払消費税等

区分	金額（千円）
消費税及び地方消費税	47,238
合計	47,238

③固定負債

イ．長期借入金

相手先	金額（千円）
株式会社日本政策金融公庫	50,000
株式会社みずほ銀行	13,180
合計	63,180

（３）【その他】

最新の経営成績及び財政状態の概況

2026年10月14日開催の取締役会において承認された第６期第１四半期会計期間（2026年６月１日から2026年８月31日まで）及び第６期第１四半期累計期間（2026年６月１日から2026年８月31日まで）に係る四半期財務諸表は次のとおりであります。

（１）四半期貸借対照表

（単位：千円）

	当第１四半期会計期間 （2026年８月31日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	442,031
売掛金	151,643
仕掛品	3,282
原材料及び貯蔵品	23,903
その他	15,632
流動資産合計	636,493
固定資産	
有形固定資産	173,778
投資その他の資産	
敷金	93,995
その他	14,611
投資その他の資産合計	108,607
固定資産合計	282,385
資産合計	918,879
負債の部	
流動負債	
買掛金	6,680
１年内返済予定の長期借入金	6,996
未払法人税等	23,289
製品保証引当金	889
賞与引当金	22,000
その他	116,669
流動負債合計	176,523
固定負債	
長期借入金	61,431
その他	1,717
固定負債合計	63,148
負債合計	239,672
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,000
資本剰余金	255,489
利益剰余金	413,717
株主資本合計	679,206
純資産合計	679,206
負債純資産合計	918,879

（２）四半期損益計算書

（第１四半期累計期間）

（単位：千円）

	当第１四半期累計期間 （自　2026年６月１日 至　2026年８月31日）
売上高	391,876
売上原価	86,155
売上総利益	305,721
販売費及び一般管理費	208,507
営業利益	97,213
営業外収益	
受取利息	724
受取家賃	736
ポイント還元収入	301
営業外収益合計	1,762
営業外費用	
支払利息	219
営業外費用合計	219
経常利益	98,756
税引前四半期純利益	98,756
法人税、住民税及び事業税	23,400
法人税等調整額	7,444
法人税等合計	30,845
四半期純利益	67,911

（３）四半期財務諸表に関する注記事項

（セグメント情報等の注記）

当社は、メディカルイノベーション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記）

該当事項はありません。

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記）

当第１四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第１四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	当第１四半期累計期間 （自　2026年６月１日 至　2026年８月31日）
減価償却費	13,299千円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はメディカルイノベーション事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当第１四半期累計期間 （自　2026年６月１日 至　2026年８月31日）
メディカルプロダクト領域	384,362
メディカルAX領域	7,513
合計	391,876

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第１四半期累計期間 （自　2026年６月１日 至　2026年８月31日）
１株当たり四半期純利益	16.56円
（算定上の基礎）	
四半期純利益（千円）	67,911
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る四半期純利益（千円）	67,911
普通株式の期中平均株式数（株）	4,100,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	－

（注）１．潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

２．当社は、2026年７月15日開催の取締役会決議により、2026年８月14日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行っております。当第１四半期累計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり四半期純利益を算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年６月１日から翌年５月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後３か月以内
基準日	毎年５月31日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎年５月31日 毎年11月30日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）１	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取次所	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	－
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取次所	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　本店及び全国各支店（注）１
買取手数料	無料（注）２
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL：https://www.berryinc.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）１．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。

２．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

３．当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第１【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第２【第三者割当等の概況】

１【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2024年11月15日	2025年５月15日
種類	第１回新株予約権 （ストック・オプション）	第２回新株予約権 （ストック・オプション）
発行数	普通株式　60,000株 （注）４.	普通株式　40,500株 （注）５.
発行価格	2,000円 （注）２.	2,000円 （注）２.
資本組入額	1,000円	1,000円
発行価額の総額	120,000,000円 （注）４.	81,000,000円 （注）５.
資本組入額の総額	60,000,000円 （注）４.	40,500,000円 （注）５.
発行方法	2024年９月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	2024年９月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	－	－

（注）１．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して１年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 同取引所の定める同施行規則第270条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して１年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第１項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。）の割当て（募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権（同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを含む。以下同じ。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集新株予約権（行使等により取得する株式等を含む。）の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(3) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(4) 当社が、前３項の規定に基づく書類の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(5) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2026年５月31日であります。

２．株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）、純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

３．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	１株当たり2,000円	１株当たり2,000円
行使期間	2026年10月16日から 2034年10月15日まで	2027年４月15日から 2035年４月14日まで
行使の条件	(1)新株予約権発行要項に定める権利行使期間の制約に加え、同要項に定める権利行使期間の開始日あるいは日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。 (2)新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。 (3)新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。ただし、新株予約権を相続した権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。 (4)新株予約権者は新株予約権の割当個数の全部又は一部を行使することができる。ただし、１個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。 (5)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。	(1)新株予約権発行要項に定める権利行使期間の制約に加え、同要項に定める権利行使期間の開始日あるいは日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。 (2)新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。 (3)新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。ただし、新株予約権を相続した権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。 (4)新株予約権者は新株予約権の割当個数の全部又は一部を行使することができる。ただし、１個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。 (5)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する	取締役会の決議による承認を要する

４．新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失（従業員９名）により、発行数は58,100株、発行価額の総額は116,200,000円、資本金組入額の総額は58,100,000円となっております。

５．新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失（従業員５名）により、発行数は39,700株、発行価額の総額は79,400,000円、資本金組入額の総額は39,700,000円となっております。

６．2026年７月15日開催の取締役会決議により、2026年８月14日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

２【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
中野　裕士	東京都北区	会社役員	21,600	43,200,000 (2,000)	特別利害関係者等（当社代表取締役社長、大株主上位10名）
坂田　光央	東京都世田谷区	会社役員	11,200	22,400,000 (2,000)	特別利害関係者等（当社取締役、大株主上位10名）
古角　昌彦	東京都世田谷区	会社員	2,000	4,000,000 (2,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名） 当社従業員

（注）１．退職等の理由により権利を喪失した者につきましては記載しておりません。

２．表に含まれていない、提出会社の使用人である取得者（大株主等を除く）の人数は20名、当該取得者の割当株数は23,300株であります。

３．2026年７月15日開催の取締役会決議により、2026年８月14日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
中野　裕士	東京都北区	会社役員	15,000	30,000,000 (2,000)	特別利害関係者等（当社代表取締役社長、大株主上位10名）
坂田　光央	東京都世田谷区	会社役員	5,000	10,000,000 (2,000)	特別利害関係者等（当社取締役、大株主上位10名）
小山　智士	東京都港区	会社役員	1,800	3,600,000 (2,000)	特別利害関係者等（当社取締役、大株主上位10名）
古角　昌彦	東京都世田谷区	会社員	600	1,200,000 (2,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名） 当社従業員

（注）１．退職等の理由により権利を喪失した者につきましては記載しておりません。

２．表に含まれていない、提出会社の使用人である取得者（大株主等を除く）の人数は28名、当該取得者の割当株数は17,300株であります。

３．2026年７月15日開催の取締役会決議により、2026年８月14日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
中野　裕士（注）１．２．	東京都北区	946,400 (146,400)	21.07 (3.26)
坂田　光央（注）２．３．	東京都世田谷区	864,800 (64,800)	19.26 (1.44)
小山　智士（注）２．３．	東京都港区	807,200 (7,200)	17.97 (0.16)
株式会社SK Management（注）２．	東京都渋谷区広尾四丁目１番18号	800,000	17.81
松本　壮志（注）２．３．	東京都品川区	400,000	8.91
DIMENSION2号投資事業有限責任組合（注）２．	東京都港区虎ノ門五丁目９番１号	400,000	8.91
西本　強（注）２．	東京都江東区	80,000	1.78
名越　優太郎（注）３．	－	45,200 (45,200)	1.01 (1.01)
古角　昌彦（注）２．５．	東京都世田谷区	30,400 (10,400)	0.68 (0.23)
－（注）４．５．	－	22,000 (22,000)	0.49 (0.49)
－（注）５．	－	19,600 (19,600)	0.44 (0.44)
－（注）５．	－	19,600 (19,600)	0.44 (0.44)
－（注）５．	－	15,600 (15,600)	0.35 (0.35)
－（注）５．	－	8,000 (8,000)	0.18 (0.18)
－（注）５．	－	4,400 (4,400)	0.10 (0.10)
－（注）５．	－	4,400 (4,400)	0.10 (0.10)
－（注）５．	－	4,000 (4,000)	0.09 (0.09)
－（注）５．	－	2,800 (2,800)	0.06 (0.06)
－（注）５．	－	2,800 (2,800)	0.06 (0.06)
－（注）５．	－	2,400 (2,400)	0.05 (0.05)
－（注）５．	－	1,200 (1,200)	0.03 (0.03)
－（注）５．	－	800 (800)	0.02 (0.02)
－（注）５．	－	800 (800)	0.02 (0.02)
－（注）５．	－	800 (800)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
－（注）５．	－	800 (800)	0.02 (0.02)
－（注）５．	－	800 (800)	0.02 (0.02)
－（注）５．	－	800 (800)	0.02 (0.02)
－（注）５．	－	800 (800)	0.02 (0.02)
－（注）５．	－	400 (400)	0.01 (0.01)
－（注）５．	－	400 (400)	0.01 (0.01)
－（注）５．	－	400 (400)	0.01 (0.01)
－（注）５．	－	400 (400)	0.01 (0.01)
－（注）５．	－	400 (400)	0.01 (0.01)
－（注）５．	－	400 (400)	0.01 (0.01)
－（注）５．	－	400 (400)	0.01 (0.01)
－（注）５．	－	400 (400)	0.01 (0.01)
－（注）５．	－	400 (400)	0.01 (0.01)
－（注）５．	－	400 (400)	0.01 (0.01)
－（注）５．	－	400 (400)	0.01 (0.01)
計	－	4,491,200 (391,200)	100.00 (8.71)

（注）１．特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
２．特別利害関係者等（大株主上位10名）
３．特別利害関係者等（当社の取締役）
４．特別利害関係者等（当社の取締役の配偶者）
５．当社の従業員
６．株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。
７．（）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2026年11月６日

株式会社Berry

取締役会　御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員
業務執行社員　公認会計士　諏訪　祐一郎

代表社員
業務執行社員　公認会計士　松藤　悠

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Berryの2024年６月１日から2025年５月31日までの第４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Berryの2025年５月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書　第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年11月６日

株式会社Berry

取締役会　御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員
業務執行社員　公認会計士　諏訪　祐一郎

代表社員
業務執行社員　公認会計士　松藤　悠

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Berryの2025年６月１日から2026年５月31日までの第５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Berryの2026年５月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月６日

株式会社Berry

取締役会　御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員
業務執行社員　公認会計士　諏訪　祐一郎

代表社員
業務執行社員　公認会計士　松藤　悠

監査人の結論

当監査法人は、「経理の状況」に掲げられている株式会社Berryの2026年６月１日から2027年５月31日までの第６期事業年度の第１四半期会計期間（2026年６月１日から2026年８月31日まで）及び第１四半期累計期間（2026年６月１日から2026年８月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して、株式会社Berryの2026年８月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第１四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは期中レビューの対象には含まれていません。

株式会社プロネクサス　印刷